

平成18年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第3号)

平成18年3月22日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（土屋勝義君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

3 番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 皆さん、おはようございます。

議長の発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

翔の会を代表しまして、一般質問を項目ごとに行います。

初めに、順序といたしまして、2 番の田之上の字下高田地内の土地取得から売買経緯についての質問に入らせていただきます。

あとの項目につきましては質問席から行います。よろしくをお願いします。

瑞穂市田之上字下高田 814番地の 1 ほか 3 筆、 2,187平米の土地取得から売買までの経緯について、総務部長にお尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

田之上字下高田地内の経緯でございますけれども、当該の土地につきましては、昭和63年11月に旧巢南町の土地開発公社が一般廃棄物の処理場といたしまして取得をしております。この土地の経緯でございますけれども、別の土地にある既存の一般廃棄物の処理場を整備いたしましたことによりまして、平成 4 年、公共施設整備事業用地として巢南町が再取得をいたしております。その後、公有地の有効活用を図るということから、隣接をいたしておりました同下高田 815番 1 と、平成 9 年 2 月に庁舎周辺整備事業用地として既に取得をいたしておりました別地区の土地と交換をいたしてあります。さらに、平成 6 年12月には、巢南町第 3 次総合計画に基づきまして、この地域を工業適地地区といたしまして巢南町農業振興地域整備計画において位置づけられるとともに、農用地区域から除外がなされております。巢南町時代においても、この土地につきましては、早期の処分を含めまして、行政財産としての利用を検討してきたところでございますけれども、特に公共施設用地として利用されることなく、昨年度まで除草等の

管理を行ってきたということでございます。

合併後、新市建設計画におきまして、公共施設用地としてではなく、地域的にこの場所がそぐわないとされてきたことから企業誘致の方向で検討をいたしておりましたところ、企業からの申し出があったということで、土地財産調査特別委員会にもお諮りいたしまして、関係の諸手続を経て、岐阜工業電子株式会社へ売却をいたしましたということでございます。

以上が当該土地の経緯ということでございます。よろしくお願いをいたします。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） ただいま当土地につきまして、総務部長から回答があったんでございますけれども、昭和63年に土地開発公社が一般廃棄物処理場ということで取得されて、平成4年4月7日におきまして巣南町が取得した経緯がございますが、今回、この土地につきましては、土地開発公社から町へ移して4年間の経緯があるわけですが、その差額を換算しますと、市が取得した利息分ですけれども、547万9,000円の利息分がふえておるということで取得して、最終的にこの土地について岐阜工業電子が利用されておるということで、今回、この中で問題があるのは、この土地の公社の位置づけ、租税措置法の中の5,000万控除を受けながら、その状態で町へ買い取り、そして最終的にはこの土地を岐阜工業電子に売った経緯について、本来、土地開発公社が取得したら、その事業目的を果たしてやるのが僕は正規だと思いますが、手続上の経緯についての確認を再度します。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、本来、収用事業で取得をいたしましたその目的に沿って土地の有効利用を図るとというのが本来でございますけれども、行政事務を進めるに当たって、いろいろ計画が変わってくる場合があります。いろいろ私の方で調査をさせていただいたわけでございますけれども、本件について、そういった参考事例が出ております。その参考事例から申し上げますと、買収を行った時点では一般廃棄物処理場という形で用地を取得したわけでありましてけれども、その後、社会の情勢の変化とか、市の計画の変遷と申しますか、変わってきた情勢に応じてその計画が変わってきたということで、この参考事例から申し上げますと、結果的にその用地が収用事業の用に供されなくなっても、その時点で手続がきちっとされておれば、その収用特例の適用が認められないということではないという参考事例が出ております。以上で回答とさせていただきます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今、最終的には土地開発公社が買って、事業目的をはっきりさせて、税務署へ事前協議をかけて、その後に変更しても問題ないという回答をいただいたんですが、そ

のようでよろしいですね。事前協議かけて、最終的に目的外使用で土地を取得していくについての事前協議についての税務署の協議の関係とか、そういうことはよろしいですか。再度確認します。今、いいと言われたんですが。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） この参考事例から申し上げますと、それはやむを得ない措置であるというふうに解釈をいたしております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 今回の土地開発公社に絡むこの土地、巢南町の場合ですけれども、昭和61年から平成15年までの間、全部で48筆ございます。昭和61年5筆、昭和62年4筆、昭和63年4筆、平成元年9筆、平成2年11筆、平成3年4筆、平成4年1筆、平成5年2筆等、計48筆。それを財産処分というか、土地開発公社から町へ買い戻した筆数、計50筆。昭和61年が1筆、昭和62年が6筆、昭和63年が5筆、平成元年2筆、平成2年が6筆、ずうっと来て50筆あるんですが、こういう経緯の中で、今現在、昭和61年から平成15年まで土地開発公社でこの筆数が売り、買われたという経緯がございます。具体的にこの土地の面積と金額ですが、昭和61年から63年の買った面積1万4,833平米、金額3億3,588万8,117円、売った面積2万4,470平米に対して、金額は2億6,157万2,810円ということです。また、平成元年から平成10年の10年間の土地を買った面積3万4,476平米、買った金額14億2,588万9,559円、売った面積3万762平米、売った金額12億6,356万7,010円ということです。また、福野元町長時代、平成13年に売ったのが6,521平米、金額2億2,086万9,930円、また平成14年におきましては3,910平米のうち1億5,459万7,266円、15年度においては3,697平米のうち1億9,413万3,000円ということで、福野町長時代に売買したのが2万2,190平米で、金額として9億8,193万273円でございます。

ここで言いたいのは、本来目的があって土地開発公社が買い、この推計を見ても、合併があることによってこの財産をすべて町の方で買ったと。この金額、福野町長のときには、1万4,128平米のうち5億6,960万305円という土地が土地開発公社から町の方へ売った経緯がございますが、その内容について、助役、答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 私が町長時代のときは、町が買うというのではなくて、前からあったものがございまして、それを、具体的に言うと町の方へ買ってもらうという形で、開発公社としては処分をするということでさせていただいてきたということでございます。具体的には、御承知のとおり、時代の流れからいいましても、できるだけ利子を減らしていくということも重要な要素でございましたので、早く町に買ってもらうということで処分をしてきて、合併にあ

わせても、そういう負の財産が残らないようにという思いからも、理事会、その他すべて、議会の中でもお話をさせていただいて、処分をさせていただいてきたという経緯でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） そういうことで土地開発公社から町へ買う場合、農地法の手続も適正に行われたと私は解釈しておるんですが、具体的に所有権移転する場合、農地であれば3条、あるいは個人が土地利用する場合は4条、所有権移転であれば5条という手続をとります。今回、この土地につきましては、あくまでも町は農地を持つべきじゃない。あくまでも行政財産、普通財産の中でそれを宅地にして利用するのが本来の流れでございます。その辺の農地法の関係ですけれども、具体的に適正に行われたか、助役、回答を願います。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 当然、今御指摘のように農地という登記簿のやつもあったと思います。しかしながら、先ほどお話ししましたように、私自身、それを買うということは一切していませんでしたけれども、町としてきちっと財産処分をしていくということが最もその時点でも重要でありましたので、処分をさせていただいてきたということでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） きょうは幾つかの質問をしますので、ある程度の段階で次の質問に移らせていただきますが、再度繰り返しますが、昭和61年から平成15年の15年間で買ったトータル4万9,309平米のうち、買った金額17億6,177万676円、売った面積、前に持っておった土地もありますので、売ったのは7万7,422平米のうち、処分したのは22億4,575万8,850円、その差額は4億8,398万8,174円。この4億8,000万という数字が本来土地利用で有効に活用し、運用されなければならないのがこういうような経緯があるということと、経済成長の流れで金利が重なったということで、この分、要するに借り入れした金融機関が実際にはもうけたということになります。

いろいろ経緯があると思いますが、最後に、財政課から出ている財産管理状況をちょっと見てみますと、普通財産のうち山林が115万8,398平米、その他が5万2,566平米という面積が出ています。合併して、本来きちっと使わなければならない非常に多くの面積がこの財産台帳に上がっておるという問題点、そして、巢南町の土地を見てみますと、全部雑種地になっています。ところが、今回、巢南町の現在残っている土地、18カ所が今現在ある中で、土地開発公社で借り、いろいろ事前協議かけて、産業廃棄物で買いましょう、公園をつくりましょうと言いながら、まだ未利用地がこういうふうに残っている。こういう問題について、市長、合併するとき、こういう条件をきちっと把握してみえたかどうか確認し、お願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 巢南町の時代に、巢南町としてのまちづくりの計画の中で取得してこられて、その段階においてはまだ未利用の状態、あるいは開発公社にそのまま置いておるとい状態の土地というのが確かに多々あったことは承知しております。ただ、合併した後、今度は巢南町としてのまちづくりじゃなしに、瑞穂市としてのまちづくりなんです。そうしますと、そのときに取得した土地が瑞穂市としての土地計画に適合した場合に有効なのかどうかということは全面的に見直していかなければならないということで、巢南町の時代に取得した土地があることは承知しておりました。要するに瑞穂市として、今度はその土地をどう考えるかということは、瑞穂市の立場で検討していくという形で物事を進めているということでございますので、巢南町で取得した土地と、現況、あるいはこれからその土地をどういうふうに生かしていくかという問題との間での考え方の違いというものは当然出てくるものだというふう理解しております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 市長に再度確認しますが、今現在、私が質問した内容につきまして、手続上、適法に行われたかどうか確認したいのと、あと持っているこの財産について、今一応答弁がございましたが、あくまでも、もし私が結婚する場合、お見合いしながら、やっぱり姿見、いろいろすると思うんです。何でもいいで合併するために、土地開発公社が持っておきながら15年度に全部精算し、今現在、土地開発公社が土地を持っておるかといったら、持っていないというふうで、全部整理しながら、財産として今残っております。ですから、適正な方法で、どう今後対応されるのか、答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） とにかく巢南の開発公社の所有しておった土地を市へ全面的に積極的に引き取っていったということでございます。なぜかといいますと、公社に置いておきますと、それなりに借入れに対する金利が出てまいります。また、それと同時に、その土地を維持していくための管理費もかかります。そういうものをすべて公社にしょわせておきましても、そこで出た負債というものは結局全部市が補償するという形になるわけでございますので、既に公社として取得しておる土地については、できるだけ早く市へ引き取るという形で進めてきたということでございます。その引き取る過程においては、当然私どもとしては適法性というものをも十分考えながらやってきております。ですから、公社として管理しておったときの状態が適法であるかどうかという問題とは別の問題として考えていただきたい、このように思います。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回、土地財産調査特別委員会が設置されていますので、すべてそちらの方で今後の対応をお願いしたいと思います。

質問2番の国の消防力整備指針にあわせると、瑞穂市の消防体制、1署1分署がございます。旧穂積町では本署、旧巢南では分署を置く計画と判断していいか、市長に再度確認します。順序をちょっと入れかえましたが、消防力。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今の御質問は、瑞穂市の消防体制をどうするかというお話のようでございますので、それに対しての考え方を少しお話しさせていただきたいと思います。

今日まで、いろんな手法について検討を進めてきたことにつきましては、いろいろと御報告をしてきた機会もあったかと思っておりますが、現段階におきましては、市としては、瑞穂市単独の消防本部を立ち上げるという基本的な考え方しております。ただ、その消防本部の形態をどういうふうにするか。例えば岐阜消防との関連をどうするか、本巢消防との関連をどうするかとか、いろんな課題は残っております。瑞穂市の消防本部体制というものは、土地の形、状況からすべて踏まえて見まして、消防本部1署、それに分署をつけるという形で、1署1分署体制で整備すべきだというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 中日新聞によれば、本署を旧学校給食センター跡地、現在使っている給食センター跡地というような本部の位置づけがございます。また、本巢消防の南署においては分署というような書き方をしています。このような形でしていただけることは今確認させていただいたわけですが、総務省におきましては、10万以上の全国の単位の消防の箇所というのは全体で60%あり、平成18年から6年間の間に時限立法が働こうとしていまして、これは30万人規模の消防力の広域消防ということが考えられています。それに伴いアナログからデジタルということですが、岐阜市消防の広域消防の委託、その辺も踏まえて、再度確認したいんですが、今後の広域消防の無線のあり方について答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 消防の体制をどうするかということは非常に難しい問題でございまして、今の御指摘の30万人規模の大規模災害に備えての体制ということは大規模災害を対象にした物の考え方でありまして、日常の一般住宅のちょっとした家屋火災とか、あるいは交通事故での救助だとか、そういう身の回りに起きる小規模の災害、事故への対応というものがこの体制の中ですべて取り込めるかということになると、私は少し問題を分けて考えなければいけないんじゃないかと、このように思っております。ですから、そういう日常の小規模災害、小規模事故に対する対応というものは、瑞穂市消防の体制というものをしっかりと整えていくことで

十分に対応していくことにすると。それから、大規模災害に対しては広域ということで、今お話のありましたように30万とか、そういう大きなスケールの中での相互の連携というものをどう組み立てるかというふうで考えていくという形でしていくべきではないかと、このように思っております。ただ、30万人以上の体制をどういう形で、岐阜県の全体の地域をどのような形で体制を整備していくかという問題につきましては、まだ県なんかでもいろいろと検討の段階でございまして、その辺の仕組みというものがまだ明確に出てきておりません。その仕組みが明確に出てきた段階の中で、瑞穂市消防というものをどういう形でそこへ連携させていくかということはその段階で考えるべきではないかと、このように考えています。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） はい、ありがとうございます。

1番の重点施策ですね。今回、18年度予算を組まれて、12月定例会、篠田議員、あるいは所信表明の中でいろいろ説明があったんですが、今回の重点施策とキャッチフレーズといいますか、その点、簡潔にお願いしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まちづくりというのは、1年単位でぼっぼと動かすものではないので、一つの大きな流れというか、方向に向かって着実に一步ずつ進めていくものだと思っておりますので、18年度、特に何をキャッチフレーズにするかということでぼんと打ち出す性格のものは、正直申し上げて私自身としては持っておりません。ただ、一つだけ申し上げますことは、私が前から申し上げておりますように、まず合併した二つのまちが融和して、気持ちを一つにして、力を合わせてまちづくりしていけるような体制をつくるということが真っ先だということをお願いしてまいりましたが、そのあたりの形は、まだ若干問題点も残っておりますけれども、この3年ぐらいの間に大体固まってきているんじゃないかと思っております。

次にやることは何かといいますと、まちづくりの目標に向かって、今度は基盤整備ではないかと考えております。そういう意味で、18年度におきましては、今の消防本部の体制の問題もありますし、また給食センターの統合の問題とか、子育て支援センターの整備の問題、いろんな全体の状況を整備していく、基盤を整備していくという方向へ重点を移しつつあるというふうに理解していただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 市長の長いビジョンの計画の中で、今度の18年度については順次進めていくということで回答をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、質問の3番でございますが、学校給食センターの運営方法、給食の資材等、直

営とか、アウトソーシングを絡めた配送・調理について等の考え方、教育次長にお尋ねします。
議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 若園議員の3番目の給食センターのアウトソーシングについてお答えします。

19年度完成予定の新しい給食センターの運営方針について、公設公営方式でまいりたいと考えており、給食費の徴収、給食の献立、給食材料の調達などを市が管理しまして、調理業務、あるいは配送業務については民間へ業務委託していく方針で考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 給食センターを建てる場合、本体と厨房、そして配送という区分があると思うんですけども、今回、厨房についてのプロポーザル方式等は今どんな段階まで進んでいるか、18年度の計画と、給食センターをつくる場合、一番ここが問題点というのがもしわかればお願いしたいんですけど、よろしくをお願いします。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 予算立ては19年度で給食センター整備事業を進めていくわけですが、今回、厨房設備と建物を分離発注という形で考えております。中身の厨房設備についてはプロポーザルで決めて、また新年度で議決をお願いするということでございますが、新年度に入ったら、建物設計をしまして、夏過ぎぐらいにまた発注をかけていきたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 最近できたところによりますと、瑞浪市の事例がございます。その中に、現地視察したときの問題点が二つあったかと思うんです。要するに厨房ラインとか、いろいろあると思うんですけども、堆肥処理施設のにおいですね。その処分の方法、その点の見通し、そして水処理ですね。そこで洗浄した場合とか、いろいろ調理した場合の悪臭ですね。この二つが一応大きな問題だと思います。今回、つくることによって、その周辺の悪臭、水処理について、堆肥処理施設について、次長、この二つについて、どう考えてみえるか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 設計につきましては5月ぐらいから入っていきますので、周辺部に迷惑のかからない、公害の発生しないような設計に努めていきたいと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 私が思っている悪臭・水質については、もちろんある程度の段階で地域住民に周知徹底ですね。立派なこういう施設を整備したんだから、問題ないということの対応、そこら辺もしっかり、今後、設計から、建設から、運用する間、地域住民の方の御理解をいただけるように最大の努力をお願いしたいと思います。

4番ですが、市の事務事業について、今年度具体的にアウトソーシングを計画している業務にはどんなものがあるか。また、来年度以降はどんなように順次やっていかれるか、具体的にお伺いします。青木公室長、お願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 地方自治体サービスの充実を図っていくためには、限られた財源を効果的に活用しまして、簡素で効率的な行政運営執行体制を確立していく必要があると思います。それには、行政責任の確保、費用対効果や効率性、法令との適合性、委託先、民間企業の受託能力などを総合的に勘案しながら、計画的に推進をし、かようなサービス提供の実施主体の活用を検討しなければならないと考えておるところでございます。

今年度は、文書の互換及び検索の効率化、迅速性を図るために、市の書庫、文書の整理及びデータベースの構築等、文書管理の改善を図るための瑞穂市役所書庫文書管理業務、並びに会議資料、申告書類などの印刷、製本及び催告書などの封入、さらにデータ入力などの事務の効率化を図るために、事務支援業務につきまして、みずほ公共サービス株式会社へアウトソーシングをしてきたわけでございます。

18年度以降につきましては、窓口の受け付け業務、広報紙発行業務などを計画しておりますけれども、事務事業を見直し、再編、整備、廃止、統合、民間委託など、市の公的関与のあり方を検証しまして、民間にできることは民間にと、アウトソーシングの推進及び職員の定員管理の適正化などを実施しまして、経常経費の削減をより一層検討しまして、30%達成を目指していきたいと考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 私の5番、6番につきましては、すべて今回のアウトソーシングの絡みがございますので、全部回答を受けてから、青木室長に回答をお願いします。

5番のみずほ公共サービスの業務は、市の書類整理、輪転機による印刷、今後の受け入れ側の業務内容と職員体制はこれでいいのか。現在のみずほ公共サービスは第三セクターとしての機能を果たしているかどうか。また、今後、民間企業、あるいは個人からの受注を考えているのか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） みずほ公共サービス株式会社は、定款に、地方公共団体、主とし

て瑞穂市及び瑞穂市内の法人格なき地縁団体等からの依頼に基づいた事業と定められております。単純な事務処理業務、特定労務者派遣業務、公共施設及び自治会等の施設の維持管理・運營業務、給食の調理・配送業務、教育・文化及び地域の振興に関する調査研究企画業務、道路保守及び水路清掃業務、剪定・除草及び清掃業務、花木などの育苗業務などがございます。現在、社員、パート及びアルバイトで対応されておりますが、職員体制については、みずほ公共サービス株式会社の責任において判断し、整備されることと思っております。

それから、第三セクターとは、地方公共団体と民間企業が共同で一つの事業、またはプロジェクトを行うことでありまして、みずほ公共サービス株式会社は一般会社という子会社、いわゆる瑞穂市の外郭団体とも言えるものでありまして、地方公共団体サービスの充実、簡素で効率的な行政運営執行体制の推進に寄与されると思っております。

今後、みずほ公共サービスの受託内容につきましては、定款にあるとおりと推察されますが、みずほ公共サービス株式会社は瑞穂市の出資という概念からの公共性、経済性と民間企業の営利性を考慮されて、取締役会及び社員の経営努力により拡充されていくものと期待をしているところでございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 6 番の平成16年度ベースに経常経費の3年間3割カット、具体的な内容はどんなものがあるかということをお尋ねします。例えば人件費を削減した分を委託事業にしていくかどうか、青木公室長にお尋ねします。その回答が終わった段階で、質問させていただきます。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 御質問の例でいえば、人件費の削減関係では、時間外勤務手当の削減を第一に考えているところでございます。年間に時間外手当の占める金額は、平成15年度 9,135万円、16年度 5,967万円、17年度で 4,685万円であります。これらには、選挙事務に関するもの、また時間外保育に関するもの、イベント開催に伴うやむを得ない時間外も含むところでございます。市としましては、職員が印刷、封入作業などの単純業務に負担がかかりまして、職員が本来すべき行政事務や市民サービスの低下になっていないかの問題点を洗い出し、単純業務に費やされる時間をより効果のある時間に向けることができないかを検討した結果、アウトソーシングによるのも一つの選択肢だと取り入れているわけでございます。

経常経費の削減につきましては、職員の定数管理の適正化などによります配置、市の公共関与のあり方などを検証しまして、事務事業及び施設の再編、整備、廃止統合、民間委託、業務請負など、いろいろな手法が考えられるところでございますけれども、個々の事業、経費で考えるのではなく、行政サービスの向上により市民生活の向上をさせることが大切だと考えており

ます。市としましては、3割の削減による総合的な効果を目指して、努力をこれからもしてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今回、アウトソーシング、あるいは経常経費3割削減、みずほ公共サービスの業務内容について、委託の内容等を今確認したわけですが、実際に平成17年4月1日から設立登記、みずほ公共サービスとされて、事業効果、作業コスト、5万円程度軽減された。あるいは印刷業務で実際半分以上労力にうまくアウトソーシングをかけた。よかったという事例が出ているわけですが。また、今回、定款に基づく事業内容を出されていくということですが、各課の対応、例えば水道部の方ではどんなようなのを出す計画で今持っているのか、具体的に回答をお願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 現在、具体的にどのようなものを出すかということですが、前の施設管理公社との関連、それから市役所内の職員の定数の関係等で、現在何をみずほ公共サービス株式会社の方に移行していこうかという考えをしているわけですが、事務的には、とりあえず窓口事務といいますが、そんなものを取り入れていきたいなという考えもしているところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今の公室長の回答によりますと、順次出していくということは理解したんですけども、逆に言えば、みずほ公共サービスが受けて、今度それを事務処理していくためには、現場に実際に入って、職員の研修とか、あるいは実際に100%機能するために、みずほ公共サービスの方がその現場へ入られたときに、うまく職員の方がその方を指導する。あるいは最終的には3割削減に、今上げられた項目、業務内容すべてアウトソーシングをかけたというのわかるんですけども、今言っている窓口ですね。青木公室長の方で担当しているのか、政策推進室か、あるいは総務課か、その窓口がまだ明確になっていないように私には思えるんですが、今の答弁の内容をうまく運用するためには、どこが窓口か、どこをどう進めるか、具体的にお願いします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 私どもの進めておりますやり方としまして、政策推進課がございまして、そちらの方でこの事務を手がけてきました。大体軌道に乗ってくれば、そちらの適正な課、いわゆるまとめる課を定めまして、そちらの方に移していきたいと、かように考えております。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 今回、この質問の 4 番、5 番、6 番を行うために職員の方にいろいろ確認したところ、今、公室長が言われたように政策推進課でやるという回答をはっきりいただきましたんですが、青木公室長がやるのか、総務課かな、どうかと聞いてもうまく回答が返ってこないんです。18年度に導入をかけるすばらしいこの事業をうまく立ち上げるためには、やっぱり司令塔は政策推進課なら推進課でしっかり今後進めてほしいというふうに私は思います。

出す方、例えば水道課、都市整備、あるいは教育委員会等においてもお尋ねすると、こういうものを出したい、こういうものをやりたいという意見は聞くんです。具体的に柱になるのはだれかということをしっかり、窓口の一本化、そして最終的にはこの定款のとおり市職員の能力を上げるために、市民の安心・安全な生活を確保するために、職員が政策を考えることに専念できるようなアウトソーシングをかけていくわけでございますので、どうか今言っている回答を具体的にするために、今以上に頑張って、一本化の窓口にしてもらって、司令塔を一本化して、この事業を進めることをお願いしたいと思います。

7 番の南小学校の増築計画はどのようになっているか、教育次長、答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） 南小学校の増築計画でございますが、18年度の当初予算に南小学校の増築工事の設計委託費が計上してございます。人口推計を含めて増築する規模だとか内容を検討して、できれば19年度に増築工事に入っていきたいというふうに考えております。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3 番（若園五朗君） 質問時間はあと13分ということですので、具体的に数字をお聞きしたいんですが、こちらの方から説明させてもらって、最終的な簡潔な回答をお願いします。

南小学校は今回オール2学級ということで、学校の適正面積ですね。義務教育諸学校施設費国庫補助負担金の施行令をちょっと見てみますと、現在、南小学校の校舎面積は 3,576平米、平均クラス、この施設整備計画というか、この計算式によりますと、2クラスでも 473平米少ないわけでございます。そして、南地区におきましては人口増加地区ということで、将来オール3学級になれば、国の基準でいけば 4,049ということで、逆に現在の校舎面積から引きますと、1,427平米足りないということになります。たまたま数字をちょっと調べてみますと、南地区ゼロ歳は82人、1歳は86人、2歳は74人、3歳は72人、4歳は67人、5歳は78人ということで、現在1年、2年は35人学級ですが、将来35人学級になりますと平均3クラス、足らんわけでございますが、全体の面積が2クラスでも 473平米足らん。将来オール3クラスになった

場合、全体で 1,427平米足らんわけでございますけれども、今、校舎が一番早く建っているのは昭和50年から昭和59年でございます。今の増築計画の頭出しというか、校舎を見ますと、増築できるのは職員室の西側と東側ということでございますが、今の段階でどのような計画でこの設計を考慮されて、どれを取り壊して、どう将来的につくっていくか、その案の御説明をお願いします。

議長（土屋勝義君） 福野教育次長。

教育次長（福野 正君） ただいま数値を上げられたのは、これは基準ですが、新設校を建てる場合の設置基準の数値です。補助金の場合はまた別の数値を使いまして、いずれにしてもこの地区は自然増よりも社会増が多いということやら、それから十九条のあたり、パローのあたりから、新年度に向けてでございますが、七、八名、校区の緩和の関係で入ってきますので、人口推計が非常に難しいところでございます。このことも含めて、18年度に設計に入りたいと思います。将来を見込んで設計に入りたいと思っております。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3 番（若園五郎君） 東舎は昭和53年、パソコンと図工室のみ使っている。また、昭和50年に建っている北舎につきましては1年生から4年生が入っている。職員室のところは昭和59年ということで、年数を見た場合、50年と53年ということで、土地利用、あの辺を見てみますと、やはり東舎の辺の今後の増築計画というか、人の動線と、あるいは安全確保のためにも十分そこに配慮した形の全体計画を見直し、将来の急増に伴う適正な南小学校の改築をお願いしたいと思います。

続きまして、別府保育所改築計画及び子育て支援センターの機能を持たせる施設ということでございますが、具体的にどんなふうに進められるか確認します。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 若園議員さんの別府保育所の関係の御質問にお答えいたします。

少子化、核家族化が叫ばれております今日、保育とか幼児教育に加えまして、子育て支援事業が今まで以上に保育所、幼稚園に求められてくる時代となっております。今回、子育てが楽しく、温かみのある建物として、子育て支援センターの機能を持たせた保育所改築として、現在、プロポーザル方式にて設計士を決める段階になっております。保育所機能といたしましては、3歳未満児の定員を60名、3歳から5歳の定員を180名、一時保育室定員20名を想定しております。さらに、子育て機能といたしましては、例えば子育て相談室とか、絵本ルーム、また簡単なおやつ等を調理できる調理室等を想定しておりますので、よろしく申し上げます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 今現在建っている別府保育所、そして将来、平成17年9月補正で附帯決議がついている西側の用地を含めた全体計画ですね。西側はどういう施設を持ってくる計画か。現在ある別府保育所については、どのような土地利用をしていくか、具体的に説明をお願いします。簡潔をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 先ほど言いましたように、現在、市の持つておる西側と東側の土地の有効利用ということで、業者、設計士8名の中で提案していただいておりますので、その提案の市の基本理念に合った業者を選考し、その考え方を踏襲しながら設計士を決めて、設計に反映していくというような予定でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 道の東側でございますが、この建物については増築、増築ということで、非常に増築しておるといってございまして、最終的には耐震も調査して、使えるということです。今言っている子育て支援センターは西側というように聞いていますけれども、市長にお伺いしたいんですが、東側を今後どのような目的で、どうされるのか。プロポーザルの審査会での業務の選定がなされているのかどうか。この建物を将来どう使っていくか、具体的な多目的利用を確認したいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今のお話の件は、大分先までいろいろと考え方を整理せよということのように思うんですけども、現段階におきましては、設計事務所の出でてきておりますプロポーザルの中でどの案を採用するかということが大前提になりますので、その結果によって、東西の敷地の利用方法というものも結果的に落ちついてくるわけでございます。そのあたりが決まりませんと、どう使うのかと決めつけられてもちょっとお答えがしにくいんでございますけど、ただ、私が思っていますことは、あの全体を利用しての話なんですけれども、JRから北の地域で、あの集落の中でまとまった広場というのがないわけでございます。ですから、そういう意味で、できるだけ一般の市民の方々とか、いろんな方も利用していただけるような機能を持った公園といいますか、運動場というか、広場といいますか、そういうようなスペースというのが、あそこの一環の中でできたらいいなと。また、それが、一般の人が使いやすい形でまとめ上げることができないかなというのが私の思いでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五郎君。

3番（若園五郎君） この区域はまちづくり交付金の補助対象というか、交付金を受けられる区域ということで整備が行われているところでございますが、今回、道路を挟んで西側と東側

を有効的に考えることはもちろん事務方で進めてみえると思うんですが、平成17年9月補正におきまして附帯決議でいろいろ詳細設計の段階か、基本設計の段階かで議会に報告されると思いますが、基本的には、今後進める中である程度の基本設計なり詳細設計ができた段階で議会側の方と協議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、9番の本田コミュニティーセンターの建設計画ですが、今どこまで進んでいるか、状況をお聞きします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 現在、本田に整備計画を進めておりますコミュニティーセンターにつきましては、今年度は地元での協議を進めてまいりました。その結果、2月17日には、地元関係者の方の会合によりまして、事業予定地、並びに範囲がほぼ確定をいたしたところでございます。さらに、先般、3月7日に地元の方々によりまして構成されております第7回の本田コミュニティーセンター建設委員会におきまして施設の基本設計の同意を得たところでございます。

18年度のスケジュールとしましては、前半に県との建設手続の調整をいたしまして、後半を用地取得、それから工事契約へと移っていく予定でございます。

コミュニティーセンターの建設につきましては、小さな子供から高齢者まで集えることに配慮いたしまして、本田校区のほぼ中心地、本田小学校の南を予定地として計画が進んでいるところでございます。18年度に用地交渉、用地取得、さらにセンター建設の工事の着手までを何とか予定していきたいと思っておるところでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 今、具体的な進捗状況につきまして御説明いただいたわけですが、本田地区におきましてのコミュニティーセンターですけれども、今後、地元中心、あるいは地域優先、地域の方の意見を十分吸い上げた、地域の要望にこたえ、地域が使いやすいような施設になるわけですが、具体的な維持経費とか運用については、今後地元とよく協議されて進めていくということになるかと思いますが、うまくスムーズに地元の意見を吸い上げた形の使用法なりを地元で十分協議され、このコミュニティーが有効に使われることをお願いします。

時間がまいりましたので、これで終わります。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 8番 堀 孝正君の発言を許します。

堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀でございます。

市政一般につきまして質問をさせていただきます。5点ほど質問させていただきます。

また、きのうのWBC世界野球で日本が世界一になりました。まだその感動の余韻が残っておるところでございます、実はビデオリサーチにおきまして、30%から、瞬間時には60%まで行ったと。久々に日本全国が感激をしたのではないかと考えております。

今、スポーツ少年団がサッカーの方へ行きまして、スポーツ少年団の野球の方はなかなか1チームつくるのが難しいような状況になっています。そんな中で、きのうの世界一を見まして、また少しこっちへ戻ってもらえるんじゃないか、そんな期待もしておるところでございます。

そんな中におきまして、まず第1点目でございます。子供に関係します学童・児童の通学、登下校時におきます安全対策についてお尋ねをしたいと思っております。

世界一安全な国日本の安全神話が崩壊をいたしまして久しいわけでございます。これは御案内のとおりでございます。日本の社会環境、さらには生活環境の変化によりまして世相も大きく変化し、昨今、全国の各地におきまして、学童・児童の通学時、特に下校時におきまして誘拐されて殺害されるというような痛ましい事件が起きておるわけでございます。このことは決してよそごとと一蹴することのできない、いつどこで起きても不思議でない状況下にあると思うわけでございます。子を持つ親としましては、学校から帰って、顔を見るまで心配でたまらないのではないかと、こんな推察もするものでございますが、この瑞穂市において、安全対策はどのようにとっているかをまずお尋ねしたい。

その二つとしまして、各自治体におきましては、スクールバスを運行して対応しているような報道も聞いておるところでございます。私は、瑞穂市にスクールバスを運行してくださいと申し上げるわけではありませんが、瑞穂市内には七つの小学校がございますが、その通学距離に大きな格差があります。特に2.5キロメートル以上ある地区は、牛牧小学校区の十九条の北部、これは2.9キロでございます。さらには南小学校区の呂久地域は、揖斐川を越えまして2.7キロメートルでございます。小学校の低学年におきましては、安全上からいきましてもいろいろな危険性があるわけでございます。幸いこの瑞穂市になりまして、コミュニティーバスを運行していただいておりますので、何とかこのコミュニティーバスを利用させてあげられないか。せめて雨降りだけでもいいから通学に利用できるようにできないか、そのことをお尋ねしたいと思っております。

それでは、あとのことは質問席に行きまして質問させていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 児童の安全にかかわる御質問でございますが、全国各地で痛ましい事件があったということは本当に悲しいことでございます。教育長として思いますのは、問題は、そういう人がいるということが問題だと思います。ですから、この市からそういった加害者が出ない。これがまず一番願うことでございます。ただ、よそから入ってくるかもしれない、そ

んなことがあるわけですので、学校、教育委員会としましても、子供の登下校時の安全につきましては、各学校が、地域の方々からの協力もいただきながら、一つは安全教育の推進、もう一つは安全対策に取り組んでおるところでございます。

まず安全教育にかかわってですが、そのポイントは、子供たち自身がみずからの危険回避能力や自己防衛能力を養っていくことだというふうに考えております。その場として、一つ、各学校の安全指導計画に基づく指導、二つ、起きた事例をもとに臨機応変に行う担任、生徒指導らによる具体的な繰り返しの指導、三つ、警察やその関係者を招いての防犯教室の開催、四つ、子供たちが自分の身の回りで危険なところとはどこか、みずから考えていくための安全マップ等の作成。そういった活動を通して、子供たちの安全意識の向上というものを今図っているところでございます。

また、安全対策の方につきましては、集団登校、それから学年での集団下校、担任やフリーの教師による下校のときのつき添い、瑞穂市ホームページでの不審者情報の掲載、各団体からの寄贈による新入生への防犯ブザーの配付等がございます。これらは従来より行ってきたものですが、これに加えて、来年度、次の2点を考えております。

一つは、PTA緊急情報等電子メール配信事業、それに対する補助金の交付です。子供たちの安全確保にかかわって、既に携帯メール発信を活用して保護者に不審者情報を提供するという取り組みをしている単位PTAがございます。また、そういった活動をしようというふうな希望を持っているほかの単位PTAもございます。そういったところに対して補助金交付というものを今考えております。

二つ目は、県の岐阜県地域学校安全指導員推進地域事業によるスクールガードリーダーの配置です。これは、警察OB1名をお願いして、防犯の専門家の目から、子供たちの登下校の様子、また学校の防犯体制の現状に対して指導・助言をいただくといった仕組みのものでございます。

また、地域の中でもさまざまな対策を地域の方々の御協力で行っております。先般、地域教育センターで行われました青少年育成市民会議でも牛牧安心安全サポーターズの活動紹介がされました。これらのように、各校区の市民の方々がボランティアとして子供たちの安全に目を配っていただいているというものでございます。現在把握しているものでは、PTA関係、それから市内のボランティア団体含めまして、全部で25の団体で今お世話になっているところでございます。

そのほかにも、地域の方々の協力で、子ども110番の家が市内で総計333カ所、子供たちの通学路付近、あるいは子供たちがよく遊ぶ付近といったところ中心に設置されております。ほかに、不審者多発地区には警察と直通の非常通報装置の設置、また大音響装置の設置なども行っております。こうしたさまざまな取り組みの中で、子供の安全確保について今努めていると

ころでございます。

2点目の質問でございますが、いわゆるコミュニティーバスの活用の件がございました。現在、市内で一番遠距離で通学している子供、これは議員さんからもおっしゃっていただきましたが、実測値でいいますと、一番遠いのが南小学校の呂久地区から通っている子で、うちのとらえているところでは最大の子は3.1キロでございます。また、牛牧小学校の方は十九条の方から2.8キロということであつております。今現在、PTAの会議や地区懇談会でコミュニティーバスを使用したいという声は上がっておりません。聞いておりません。むしろ遠距離だが、徒歩で通学することは足腰が鍛えられ、体力づくりにもよいという声が南小学校、牛牧小学校両校区の地域懇談会で出ているというふうに聞いております。安全のために、あるいは遠距離だからバス通学という考えも当然あるということは認識をしております。これにつきましては、保護者の方が我が子をどういう立場で育てていくのか、いきたいのか、そういった願いと関連の中で、バス通学をすることのメリット・デメリット、そういったことも考えていく必要があると、このように考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 今のバス通学の、特に遠距離のことについて、雨降りぐらいどうかということで、市長、どうですか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） コミュニティーバスを通学に使うという問題は二つ課題があるかと思っています。まず一つは、子供たちが行き来するのとバスのダイヤが一致するかどうかという問題が一つあります。それからもう一つは、今、今井教育長が言いましたように、保護者の方々がどう考えられるか、そのあたりの問題じゃないかなと、こんなふうに思います。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 私は、コミュニティーバスに実際に乗って、バスの停留所等も見まして、これならと思って言っておるわけで、私は実際公共交通の特別委員会でも乗りました。距離も実際に自分で車ではかって物を言っておるんですから、どうかそこら辺も御理解いただいて、そのくらいの物の考え方も格差があります。お願いしたい。

答弁の方が時間がかかりますので、とても五つもできませんので、ちょっと口早に質問します。

それでは2点目でございます。瑞穂市としまして合併しまして3年、各地域の地名地番が、旧の小字がなくなりまして、旧の大字に地番だけということで、年賀状を初めとしまして手紙等の住所書き等簡単になりました。簡素化されました。事務的にはメリットがあるわけござ

いますが、逆に郵便物の配達、また宅配便、さらに道を尋ねられたとき、大きな集落、自治会ではその場所の把握がしにくい。御案内のとおりで皆さんも感じておられる。こういったデメリットもあるわけでございます。そこで、都市のように地名地番の表示を門扉、またさらには玄関に表示する。私は大阪にも都市の中に親戚があるわけですが、あれだけ込み合っておって何丁目何番何号まで出ておりますから本当にわかりやすいんですね。ですから、そういった表示、もちろん名前を入れるとかそんなことは個人情報に関係でできませんから、地名地番、こんなことが市としてできないか。それができなければ、道路の隅々、または要所に、ここからここはこういう番地ですよとか、わかるようなそういうことが考えられんかということをお尋ねしたい。簡単に、あとのことが大事ですから、よろしくお願ひしたい。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、御指摘の住居表示の方法についてでありますけれども、御指摘ございましたように、都市に参りますと街区番号、そして各世帯の番号が玄関わきに張りつけられております。都市の方へ行きますと非常に効果があるんじゃないかというふうに考えておりますが、市といたしましては、現時点においては、まだ行政が制度的に縛りをかけまして一律に表示を促すといえますか、統一させるといふ計画は現段階ではまだ持っておりません。現在におきましては、住居表示の方法につきましては、あくまでも市民の皆さんの個人的な判断でお願いをしておるといふことでございます。将来的には御指摘の住居表示の方法を導入していくということも考えられますけれども、現時点においては、事業効果等もしんしゃくしてまいりますとちょっと時期が早いのではないかなというふうな考えをいたしております。御理解をお願いしたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） ひとつ前向きに、これも住民サービスでありますので、ひとつ真剣に、市として考えられんか、そこら辺の他の市の例とかいろいろあると思いますが、そこら辺も研究しながらお考えをいただきたいと思っております。

時間が刻々と過ぎていきますので、私、三つ目の質問を後にさせていただきまして、4番目の質問を、議長にお願いをしたいと思っております。この質問をさせていただきますのに資料をお配りしたいと思いますので、許可をいただきますようお願いいたします。

議長（土屋勝義君） まずもって、1部いただきます。

ただいま堀君から申し出のあります資料につきましてもての配付を許します。

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） どうも配付ありがとうございました。

これは岐阜新聞に掲載されました。昨年12月28日でございます。私、新聞のスクラップと

ということでとっておいたのですが、なくしてしまいました。それで、岐阜新聞に問い合わせましたところ、岐阜新聞は1ヵ月しか在庫が置いていないということでございまして、県立図書館にあるということで、図書館まで行ってコピーをしてまいりました。市長には新聞大の大きさのものをお配りしております。皆さんのあれはA3に縮小をいたしております。

なぜこれを私が配付させていただいたかということでございますが、実は市長の義理の弟さん、今、石油資源開発会社の社長でございます。岐阜新聞の社長の杉山涼子さんと対談をされておる。そのことが私のこれから質問しますこととかかわりがありますので、配付をさせていただいたところでございます。

4点目でございますが、森の中、緑の中の公共施設の建設をということで質問をさせていただきます。

「循環型社会」の言葉が言われて久しいわけですが、地球の環境を昔のように水のきれいな美しい川、緑の多い自然環境を取り戻し、そして次の世代、子々孫々に至る、地球を未来へ引き継ぐこと。それは、今、行政が、子どもが何をしなければならないか、どう取り組まなければならないかと考えますときに、まだ記憶に新しいわけでございますが、温暖化防止ということで、1997年、平成9年に京都で地球温暖化防止国際会議が開かれ、京都議定書が批准されました。温暖化の原因となりますCO₂、二酸化炭素です。通称炭酸ガスと言っています。メタンなどの温室ガスを、1990年を基準年としまして、2008年から2012年の間に数値目標をもって削減をしようというものであります。日本は70%が中山間地でございますが、6%の削減を求められました。このとき、アメリカは7%削減であります。ただ1国だけ批准をしなかったもので、これも御承知のとおりでございます。

この瑞穂市、実は国道21号のバイパスが走っております。本巣縦貫道であります国道157号線が通過しております。毎日相当量の排気ガス、CO₂を排出しておるわけでございます。また、一般家庭、企業からも直接的、また間接的に何らかの排出をしております。

そこで、排出されましたCO₂、いわゆる炭酸ガスをどのようにして、この瑞穂市、平野部のまちで吸収、削減させるかであります。18年度予算を見ますと、公共事業のウエートが大きい。給食センター、本田コミュニティーセンター等々、メジロ押しでございます。この公共施設の建設計画に当たりまして、特に本田コミュニティーセンター、給食センター等は森の中、緑の中にあるような施設となるように発想を変えて取り組むべきだと考えますが、いかがでございますか。市長にまずお答えをいただきたい。簡単にお答えいただきたい。

議長（土屋勝義君） 中島調整監。

調整監（中島隆二君） 堀議員にお答えします。

今、議員の言われましたように、近年世界的に頻繁に発生する異常気象など、地球温暖化の影響によると思われる深刻な事態が発生している現在、温暖化防止のための対策は最優先に進

めなければならない課題であることは周知のとおりでございます。その中で、CO₂削減に大きな役割を果たす樹木に代表される緑を守りふやしていくことは、世界のどの地域においても努めていかなければならない対策であります。また、それと同時に、樹木や草花の緑は、そこに暮らす人々の心身の安らぎや健康の保持にとって大きな影響を与え、生活していくのになくしてはならない存在であることもだれもが認めるところでございます。

こうした中、瑞穂市は、緑の役割を強く認識し、潤いのある生活環境を創造するため、緑あふれる環境づくりを市民とともに積極的に推進することを今議会に提案中の総合計画の基本構想の中でも掲げておるところでございます。そのためには、まず今、市内にある緑や豊かな自然をしっかり守り、活用していくことが重要であると考えます。よって、平成18年度、特に都市整備部管轄におきましては、引き続き牛牧親水公園や犀川水辺の楽校に代表される市民公園や街路、河川の並木等での緑の健全な維持管理に努めてまいります。また、花の里親事業を進め、草花による美しい環境づくりも進めてまいります。

質問にあります公共施設の建設におきましても、今後、スペースの制限もございますが、森の中、緑の中の施設になるような計画を極力立て、樹木や草花の植栽による緑化に努め、全体として公共や民間を問わず、市内全域において緑を大切に育てていきたいと考えております。

一方、価値ある緑を今後とも継続してきちんと守っていくには、適正な管理とともに、それに対する市民の方々の御理解や御協力がぜひとも必要であり、CO₂削減の緑の役割、また生きることに大切な緑の役割、そのようなことを広報等で市民の方への啓蒙に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） なぜ私がこの質問をしているかと申し上げますと、平成16年の6月の定例議会におきまして、ゆとりと豊かさのあるまちづくりについて質問させていただきました。物の豊かさから心の豊かさが求められている。心の豊かさの一つは、生活をしている周辺の住環境の中に求めるべきだ。この瑞穂市、山はありませんが、川はたくさんございます。この川の自然を生かすとともに、緑をふやす必要があると申し上げました。欧米諸国のまちづくりは、緑の多いゆとりのある住環境で、日本とは比較になりません。これから10年、20年、30年、この市の中に、そのまちの中にどれだけ緑が多くあるかによって、そのまちの評価がされる時代が必ず来ると言っても過言ではありません。そのような中にありまして、瑞穂市内全般を見ますと、本田地区、下穂積地区、牛牧、十九条地区には公園、広場がありません。ですから、私は健康づくりの場としてスポーツ振興の場、そして集い、触れ合い、憩いの場として公園を整備すべきだと申し上げましたが、市長の御答弁は、公園は考えていない。犀川河川敷を整備したいとのお答えでした。まだまだ一向にその気配が見られません。30年前にはどこの屋敷の周

りにも大木が繁茂しておりました。そういった集落が多くございましたが、車社会によりまして、道路の拡幅、さらには家の建てかえ等によりまして、ほとんどが伐採されまして、昔の景観、面影は本当に今はないわけで、環境がさま変わりしております。緑の少ないまちとなりました。もう昔の景観を復活、取り戻すには個人ではとても不可能であります。だから、行政が取り組まなくてはなりません。木が炭酸ガスを吸って酸素を出す。その酸素を人間が吸う。ごく当たり前のことを言うておるわけでございます。

この新聞をお見せしました。この棚橋さんが言うております。この京都議定書に基づいた関係、また自分の関係からいっても、秋田県において1万本の植樹をすることにしました。地元の小学生の皆さんと一緒にスコップを握って、彼らが成長するとともに樹木も大きくなり、CO₂を吸収してくれればと、今後新潟や北海道でも続けていくということも言うておられます。その必要性を言うておられる。だから、私、配付をさせていただいたわけでございます。ですから、公共施設をつくる時、先ほど若園議員もコミュニティーのことを言うておりました。私、本田コミュニティーでも、つくる以上はできるだけ広く、そして公園化して、緑を多くして、その中にセンターをつくるように、こういうことも申し上げました。どうかひとつ、今後、公共施設の建設をする場合、環境に最重点を置いて建設をしてもらいたい。これをお願いするわけです。どうかひとつ、市長、その点につきまして御答弁をいただきたい。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 先ほど、今進めております対策につきましては調整監が説明をさせていただきました。御指摘のとおり、私はやっぱり緑というのは一番心の和みになるといいですが、その地域を本当に安らかにするものだと思っています。ただ、瑞穂市の場合、そのスペースをどこに求めるかということが非常に大きな課題じゃないかと思っています。そういう意味で、私が考えていますことは、瑞穂市の場合、河川敷が20%ございますから、この土地をできるだけ緑の多いスペースにすることができないだろうかということを絶えず考えておるわけでございまして、今の御指摘の、公園の植樹は非常に難しい問題があります。というのは、ある程度までの木を植えるには、それなりの大きなスペースを要求いたしますし、また公園というのは、どちらかというただ木の森だけにするんじゃないし、そこで触れ合い、あるいは運動、そういうようなことのできるスペースというものも大きく求めてまいりますので、非常に難しい扱いかと思います。そのあたりを考えながら、できるだけ市内の緑を多くしていくような努力というものを重ねていかなければいけないんじゃないかと思っております。だから、基本的な方向というか、考え方については、堀議員の御提案の方向というのは私は全面的に賛成です。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） ありがとうございます。今、市長、河川敷が20%あるから、そこをとい

うようなあれでございまして、なかなか公園はということでございますが、やはり河川敷はそこまで行かなくてはいけないですね。大事なことは、住んでおる周りにそういうところをいかにつくるかでございます。その方法は幾らでもあるわけで、私、ここで申し上げてもいいわけでございますけど、またこれは次の機会にしたいと思っております。やはり先ほど申し上げました、それぞれの屋敷の周りにありました、集落が緑でありました。だから、住んでおる周りが緑になるようなことをやり方によってはできるわけでございます、市長も緑は一番優しい、目にも一番いいのがやはり緑なんですね、はっきり申し上げまして。ですから、ぜひともこの瑞穂市が本当に、28.18平方キロの岐阜県でも一番小さな市であります。やろうと思ったら、本当にどんなことでもやる気があったらできるわけでありまして。ぜひともこのコンセプト、基本理念を持って、この市を緑の多い、そういう住環境になる市にしたいと。一つの基本理念を持ったら、絶対に市民も納得をする。どうかひとつそういうことを考えての行政推進をお願いしたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきますが、5番目の質問でございます。ここで議長にお願いを申し上げたい。この5番目の質問は道路の整備の関係でございます。私が言葉で言いましてもなかなか理解ができない人も中にはあろうかと思えます。実は私は地図を都市整備の方でもらってまいりまして、ちょっと線を入れてまいりました。それで、黒板を用意していただきましたので、黒板に掲示をさせていただいて説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（土屋勝義君） どのような資料をお持ちでしょうか。まずもって見せていただきます。

ただいまの申し出を許します。

8番（堀 孝正君） ありがとうございます。

第5点目でございますが、旧本巣郡の、さらには旧巣南町の西部縦貫道、そして新生瑞穂市の環状道路となります整備促進について質問をさせていただきます。

今も申し上げましたように、図面でわかる方がいいということでございます。

さて、今議会におきまして、本市の5年、10年先を見据えました第1次の基本構想、基本計画が特別委員会において採択をされました。道路網は全体として段階構想が不明確であり、一部で道路ネットワークが途切れている箇所もあるため、よりわかりやすく利便性の高い骨格網が求められていると、こうあるわけでございます。そこで、私が質問をさせていただきます。

実は、今から七、八年前でございます。本巣郡の町村会におきましては、本巣郡の西部縦貫道として県に要望したプロセスがございます。それがこの図面でございます、これは松野市長の町長時代のあれでございまして、一緒に県の方に本巣郡の西部縦貫として、これが瑞穂市の図面でございます、西部縦貫として要望をしたわけでございます。いわゆる曾井中島・美江寺・大垣線、そしてこれが穂積・巣南線でございます。これは鷺田橋へ行くあれでござい

すが、この道路の交差点から古橋の市街地を抜けまして、樽見鉄道、東海道線を抜けて、国道21号線の信号に出て、そして安八に少し入りまして、宝江を通過して、そして北方・多度線、国道157号へ抜けていく、この道路でございます。これが西部縦貫。こうやって図面に示しますと、まさに新しい瑞穂市の環状道路になるわけです。これが岐阜・巣南・大野線、樽見鉄道をくぐりまして名和医院のところまで、ここからできておりませんから点線であります。こう来まして東海環状につながってまいります。この西部縦貫を図面にあらわしますと瑞穂市の環状線になります。でありますから、合併して3年、さきにも述べましたように、18年度の予算で箱物はたくさん大型プロジェクトが出ておりますが、インフラ整備のこういったあれが全く出ておりません。ですから、この計画があるのか。そして、あるんでしたら、いつ着手されるのか。そのことをまずお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 旧巣南町の南部まちづくり計画が諸条件で断念された現在、旧穂積町との合併となりました。そのような状況の中で、まず犀川河川改修に係る牛牧、横屋を結ぶ下犀川橋の改築に伴う幅員を、両町で協議の結果、14メートルといたしました。これは将来の南部まちづくりを見据えての計画とし、現在、県と市の合併施行で進めております。この計画を踏まえた段階で将来の土地利用を考慮し、市南西部の幹線道路の見直しにつきましては次に述べるとおりでございます。

一つ目につきましては、牛牧、横屋を経て西進し、揖斐川沿いからハマセンスタンド間、続きまして横屋からJR東海ガードから21号線への交差点の間、続きまして横屋交差点から宝江、県道美江寺・巣南、美江寺・西結交差点、それから犀川堤外地の区画整理事業へ到達しまして、北方・多度線の間とします。ということで、全線の幅員を14メートル、区画整理事業地内は現在幅員18メートルで完成しておりますが、計画しております。事業着手としましては、今年度、17年度から宝江地内の県道交差点から犀川土地区画整理事業間を進めておりまして、他の区間におきましても、投資効果を見きわめつつ順次進めていきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 都市整備部長に今お答えいただいたわけですが、ですから、今、私が言いましたハマセンからプラントまで行きますこの点線の部分、これ、計画しておるのか、どうですか。計画も何もないんですか。どうなっておるのか、そのことを聞いているんですよ。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） ハマセンから南ですね。これは現在の道路を幅員14メートルにしながら将来的には持っていきたくて。路線としましては、横屋から来る14メートルの西へ行く路線につないでいきたい。あの赤い線とは違いますけれども、違うルートで考えておりま

す。現在ある道路ですね、ハマセンからずうっと下ってきまして、現道を……。

〔発言する者あり〕

都市整備部長（水野年彦君） ここから、このようにずうっと今ありますね、現道が。現道を多少の交通緩和をしながら南進をしまして、牛牧、樽見線を越しまして、犀川の改修で今現在出ています横屋のこの道へ接続となります。これから横屋の方のJR東海の下をくぐって、国道の交差点に通じたいと。この点線は、この部分は当然現道が入っていますけれども、東海道線の下の部分については、現状の段階では事業費が非常に大きいということで、ここまでは大体来ますけれども、ここから先については、現道を見きわめて、こうつないでいきたいと。その間から、現在ある東海道線の下ガードをくぐって、何とか横屋のここに持っていききたいということであります。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 今、東海道線の下、現道の鉄橋の下をくぐって、そして信号へ。あそこは水が出たら、今ちょっと降っても乗るところなんですよ。全く合併をしましても、考え方といいですか、あれが変わってありません。なぜ私、この問題を取り上げたかといいますと、今、真正町は抜本的な事業をやっています。本巢縦貫のもう一つ西に、本当に皆さんが見て、なぜこんな仕事を、瑞穂市より1年おくれで合併しながらあれだけの事業をやっておる。私、それを見ましたときに、どうしてこんな事業ができるのかということで、もちろん本巢市の市長にも会い、担当にも会ってまいりました。どういう事業でやっておるか。あれは、はっきり申し上げまして特例交付金55%の補助金をもらって、その残り、補助金の45%を合併特例債で、こういう方式でやっておりますからああいった事業ができるんだ。

私、説明をさせていただきます。2車線の片側、幅員11メートルです。住家の移転が4戸、集会所の移転が1戸、鉄工所の工場の移転が1戸、道路の総延長が9.1キロメートル、そのうち3キロメートルが2車線ありますから、歩道だけ。事業認定は6.1キロ、事業年度は、計画も含めて16年から19年、総事業費が26億8,000万円、この財源の内訳は、地方道路整備臨時交付金、55%が補助金なんです。そして合併特例債、補助金の45%、70%が合併特例債でできるんです。45%の特例債は5%自分のまちでもらわなくてははいけませんから、100分の95掛ける70%、29.925%です。ですから、55%と29.925%を合わせますと、この事業の84.925%は全く国費でできる。これは揮発油の特定財源、これを国の方が今4分の1地方に使うようにやっている。こういう事業でやっているんです。だから、26億8,000万の事業でも国費22億7,600万、市費がわずか4億400万円で、この事業を3年でやり抜くんですよ。この特例交付金はやる気のある自治体、そういうところに出しておるんです。この事業はおおむね5年でございます。合併した、その合併効果、こういう大事業、鉄道を抜いたって、幾ら抜きましても、この事業、

30億あったら、キロは3キロしかありませんから、全部の長さ。鉄道を抜かしても30億。そうしたら、この事業でやりましたら、本当に5億か6億でできる。これは旧巢南町の本当に悲願の道路なんです。先ほど図面で説明しましたように、まさに瑞穂市の環状道路なんです。ですから、こういう事業を、整備部長、はっきり申し上げまして、あなたも穂積町の役場から含めて建設関係ばかりで40年だし、最後のあれで、こういった事業をお隣の本巢市でやっている。どうしてできるんだ。うちもしっかりしたこういう事業、やる気になったら、この世の中はやるうと思ったら必ずできるんです。県だって、そのやる気、熱意、国もやる気、熱意のあるところに金を出しておるんですよ。全国、今、各地方自治体に満遍に出しておるんじゃないんですよ。今は全部やる気のあるところへお金が行くんですよ。事業費みたいなもの、はっきり申し上げまして本当にごくわずかでこういう事業ができる。きょうは旧巢南の方も傍聴に来てみます。巢南の役場はよそから来るのにどうやって来るか教えようと思ったら本当に教えにくいんです。バイパスに瑞穂市巢南庁舎と出ておいたら、さっと入ってこれる。これは、市長がいつも言うように交流、いろんな地域とリンクさせ、交流できる。まさに瑞穂市の環状線であります。巢南の代表で助役がおりますから、私ははっきりあれだと思いましたが、どうも助役も言いにくいようでありますから、私、その辺の気持ちもわかりますので、私がかわって言うておるわけでありまして。まさにやろうと思ったらできるんです。都市整備部長、お答えください。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 瑞穂市の現在進めております県道の美江寺・西結線から東につきましては、当然国庫補助事業の臨時交付金を活用し、現在進めております。そういう中で、我々がやはりこの地域で今どこに投資が必要かというものを考えながら、ただ周辺の土地利用も考慮しつつ、やはりその計画に合わせて、そういう幹線道路の位置づけをするべきだと考えております。現状の中での土地利用につきましては、今、私が計画しております幅員で対応していきたいというところで、将来、周辺の土地利用におきましては、また違う計画が入っていると思うんですね。総合計画でも言うておりますように面整備等も踏まえて、その地域に合った道をつくっていくということで、堤防道路を活用しながら、地域内の道路の整備をやりたいと考えております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 部長、いろいろ言いましたけど、合併特例債が使えるのは10年ですよ。計画して、先の話だったら、まるきり使えんようになっちゃうんですよ。今やらなくてはいけない。やる気があったらできるからどうかと言っておるんです。今、本当にことしから計画して、県の方へお願いして、何遍でも何遍でもしましたら必ずできるんですよ。だから、最後の

置き土産に考えてくださいよ。やっぱりあなたもこの市にずうっと住むんです。自分が計画したあれだというあれで、そこら辺のちょこちょここというんじゃないしに、ぜひともこういった事業を真剣に考えて、いろいろこれからひとつ考えてやりますと言ってください。お答えください。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） だから、言っておりますように、現在、私どもが考えております路線で、当然臨時交付金を使って、補助金をいただくと。あとの残につきましては、起債等を起こして、市において有利な方法で施行していくというところで、路線につきましてはの基本的な考え方は、やはりそれぞれ現在の状況で将来の交通は変わってきますので、そこら辺は将来を見据えて、現段階で私の計画でいいと思っておりますので、事業費につきましては、それぞれの手法でそのときに合った補助金等を活用して進めていくつもりでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） なかなか今すぐ計画してという言葉が出てまいりません。本当に私、本巢市のあれを見まして、本田のある方が、90歳を超えている方ですよ。今度は本当にいい道路をつくったな。みんな、あそこから上は本巢市がやっておるんです。私、今度はあるお金が100万ぐらい入った。それであれが完成したときに、堀さん、50万出すで、花火を上げて祝いたい。そういう人もおるんですよ。本巢市がやっておりますあれ、そういうあれで、抜本的な、こんなもの、やろうと思ったら幾らでもできることなんです。だから、ぜひとも取り組んでもらいたい。合併特例債を使えるとき、本巢市はわずか4億か5億で26億8,000万、それもうちより8ヵ月も後に合併しておいて、そしてから、はや工事着手でやりからかしておるんです。この職員の努力、熱意。用地買収も移転も全部同意をもらって進めておるんですよ。事業認定を受けておるんですよ。ことし18年、来年19年に完成してしまうんです。だから、ぜひともお願いをしたいと思います。

それでは最後に、市長のお考え、計画をひとつぜひともしていただきますように。これによって、旧巢南の考えも本当に重きを置いていただいているか。これは旧巢南ではありませんよ。今、図面に示しましたように瑞穂市の環状線なんです。どうか市長の御所見を伺いたい。よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 環状道路の考え方というのは私どもも基本的に持っております。今のお話は北から道路をつないでくるお話で出ていますけれども、私どもが今考えていますことは、まず南の区画整理をやった区域、あの道を、要するに横屋のところのバイパスの21号線の交差点へ持っていくことがまず先だということで、それをいろいろと検討して、地元の地主の方と

も土地について御無理をお願いするという折衝をしておるといような形で進めております。だから、そういう意味で、私はこの環状道路の構想そのものを決して否定するわけじゃないんです。ただ、どこをどういうふうに通していくかという問題については、いろんな事情がありますから、そのあたりを踏まえなければやれないということです。

それからもう1点、誤解がありますので、私ちょっと申し上げておきますけれども、今の本田から北へ行く道、あれが、本巢市が誕生してすぐに企画されたような錯覚を皆さん得られるといけないので申し上げておきますけど、あそこの幅員を修正しながら北へ抜いていくというあれは、小柿地区の皆さん、真正町の皆さんの何十年来の悲願なんです。そして、あそこに処理場を誘致してくるときの一つの条件として日の目を見たということをごさいますて、やっぱり道路というのは1日や2日で急速にでき上がるものじゃないということだけは御理解しておいていただきたいということだけ申し上げておきます。

〔8番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 環状の考え方は持つておるといことをごさいます。南からといこと今御答弁をいただいたところをごさいます、実はその南からハマセンまでの間が3.1キロなんですね。だから、その事業認定をとっていただいて、そして南から整備していただく。それで、こういった事業でできるわけでありまますから、一気にとい、南からしてもらえばいいわけでありまますから、この事業認定を、こういった特例交付金、合併特例債、まさに合併の効果がここに出た、こういう事業にぜひともお取り組みいただきますことを再度お願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 篠田 徹君の発言を許します。

篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、翔の会所属、篠田 徹でございます。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

瑞穂市が誕生して3年が過ぎ、4年目に入りました。市長の施政方針にもありました、「継続と変化のバランスや個と公のバランス等も健全なコミュニティの構築には絶えず配慮が必要だと思ひます」と言われたように、まさしくこれからの時代においては、行政、あるいは議会が市民の皆さんとともに歩むときにおいては、個人の義務・権利・責任と、社会の一員として公の責任をいかにバランスよく考え、健全なコミュニティの構築を図らなくてはならない

と考えております。

現在、我々の置かれた社会状況を見渡したときに、経済活動を取り上げれば、日銀の量的規制緩和解除がいよいよ打ち出され、デフレからの脱却が図られようとしているわけですが、まだまだ地方都市においては厳しさが続く中においての実施は、ややもすれば一生懸命に頑張ってきた人たちに最後通告を突きつけることになるのではないかと心配するのは私だけでしょうか。

瑞穂市に住む人たちがそれぞれに頑張っているのを、我々市政に携わる者はどのように応援したらいいのか、いろいろな観点から考えなければならないときだと感じながら、今回、5点の質問をさせていただきます。

1点目は瑞穂市のまちづくりについて、2点目は未納税収の考え方について、3点目は介護保険料のアップについて、4点目は市出資の会社について、最後に、5点目は水道事業について、以上でございます。それぞれの各項目については質問席の方で行いますので、よろしくお願いいたします。

今後の瑞穂市をどのような方向に発展させていくのかをあらわした新市総合計画の原案もまとまったと聞いておりますが、具体的に穂積駅周辺の開発はどのように考えてみえるのか。駅周辺は朝夕のラッシュ時においての大変な混雑は、いつ子供たちや近隣住民の人が交通事故に巻き込まれても不思議じゃないような状況になっております。駅南の一般県道、穂積停車場線が整備され、大変よくなったとの声を市民の方から多く聞いております。私は、駅周辺に人が多く集まり、みずからの足で歩いていただくことが必要でないかと思えます。その途中に、食事の賄いや花や本を買ったり、たばこ、ジュースの一本も買っていただけるような開発が必要ではないでしょうか。それには、例えば駅周辺には一定の時間帯は一般車両の乗り入れを禁止するというような大胆な施策も必要ではないでしょうか。近隣市町の人たちが駅周辺の駐車料金が安いから穂積駅は便利だと言われるだけでなく、そこに居住する人たちと共生できる駅開発が必要ではないでしょうか。市長にお尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅周辺をどう考えるかという御質問かと思えます。

私は、穂積駅のここでの存在価値というものを考えた場合に、大きく言いますと西濃地域と名古屋をつなぐ一つの大きな拠点であると、こう考えます。特に狭く考えれば、長良川と揖斐川の間、それから北部の地域の方々と名古屋とをいかにつなぐか。これは非常に重要なことでありまして、岐阜県の活力というものを考えた場合に、東海環状の東回りルートというのが完成しまして、あれであの沿線地域に対しての企業進出というのは著しいものがありまして、むしろ岐阜県で東部地区というか、東濃地域がこれから大きな中心になっていくという形になっていくかと思えます。そうしますと、この西濃地域はどちらかというややもすると影が薄く

なるというか、地盤沈下を起こすという傾向がこれから出てくると思っております。その対応手段として東海環状の西回りルートの完成というものが大きく期待されるわけですが、これにはまだまだ相当長い時間がかかります。それじゃあ、その間、指をくわえて待っていてもいいのかということになりますと、現在あるレールですね、JRをフルに使って、名古屋の経済圏といかにうまくつないでいくかということが大きなテーマになると思いますので、今の御指摘の穂積駅をどういう体制に持っていくかということは非常に大きな課題かと、このように考えます。

そういう意味で、穂積駅の存在感というのは、今度の瑞穂市の基本構想の中にも上げております中の一つの項目であります交流と連携というものを一つの大きなテーマに上げておりますけれども、その中で最も大きな役割を果たす場所だと考えておりますので、今の状態で放置することはできないと考えております。

それじゃあ、どのように整備していくかということがこれからの大きな課題だろうと、このように考えますけれども、今申し上げましたように、交流ということになれば、駅を便利で寄りつきやすいようにするということが一つのテーマになるかと思えます。それと、ただ交流で通っていただけでは寂しくなります。また、その駅を利用する人たちのお互いのかかわりというものも大切じゃないか。ここにまた連携の土俵をどうつくっていくかということも大事じゃないかと思えます。そういう意味で、篠田議員のおっしゃいます日常生活の中でのいろんな買い物の便利さとか、そういうものを付与していくということも必要だと思います。

それと同時に、やはりそれだけの多くの人たちが集まってくるのであれば、物だけではなくて、心の問題というものを取り上げた場所、非常に抽象的ですが、カルチャーに絡んだような施設というか、機能もあの周辺に集積することも意味があるんじゃないかと、こんなふうに考えます。ですけれども、今の駅周辺では、そういうことを大きく企画していくためには何分にもスペースが足りません。それで、そのあたりのスペースをどのようにして、またどれだけ確保できるかということがまず真っ先に第一の課題じゃないだろうか。そして、その確保できたスペースをにらみながら、どういうふうの機能を持たせていくかということも考えていかなければいけない、このように考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 今、市長の答弁の中に駅スペースというお話が出てまいりましたが、具体的に、今、現存する駅の周辺を考えたときに、新しく開発するスペースが本当にあるのかなあというふうに考えますと、なかなか厳しいのではなからうかと思うわけなんです。しかし、駐輪場の西側を整備していき、その裏にある半公共性のJA等々に御協力をいただければ、もう少し駅周辺の開発はできるんじゃないかなあというようなことも考えるわけでございますが、

いかんせん民間の用地であるところに、駅ということを持ち出していいのかなというようなことも考えるわけなんです。この駅周辺をかんがみて、瑞穂市のまちづくりということで、特例債を活用され周辺開発を進めていくということが今年度の予算書の中から読み取れるわけなんですけれど、具体的にはどのような事業を考えてみえるのか、お聞かせ願います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 駅周辺の整備ということで今年度も計画を立てておりますけれども、これは設定しておりますエリアを非常に広くとらえております。南はこの横堤まで、北は糸貫まで、西につきましては楽修館まで包含するようなエリアの整備を考えております。ですから、駅周辺整備といいますと、本当に駅の周りだけを考えるような形でいろいろと議論がどうしても出ちゃうんですけれども、むしろ駅を中心にして500メートルとか、大きく言えば1キロとか、それぐらいの大きなエリアの中でとらえて絵をかいていかなければいけないのかなと、こんなふうに思います。

それと、駅前開発というか、駅の整備という問題は、穂積町時代からの一つの大きな課題でありましたけれども、前に検討したときと比べますと、社会情勢、あるいは経済情勢というものも大きく変化してきておりますので、地域の住民の皆さんの意向というものももう一度お尋ねしてみる必要があるのではないかと、こんなことも思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 私も同感でございます。今おっしゃられましたように、駅を考えるとには、駅単体ではなく、やっぱりその全体を考える中において考えていくことが必要であるというのは、16年度にPTAの全国大会で北海道の旭川の方に行ってまいりました。旭川駅の正面は大きな幹線道路が走ってございましたけれど、それと交差するところが、過去においては車道であったのを、現在は歩道専用道として活用され、まちづくりをなさってみえるというのを自分で見てまいりました。まさしくこのようにふれあいロードのようにすると、活況を呈してまちづくりの一つとなるんだなというのをつかんでまいりました。

そのような中において、今、市長がおっしゃられたように、地域の方々のいろんな意見を聞きながら、また近隣市町との利便性を考えながら、どこに整合性を持って行っていくか大変重要なことだと思います。今、市長がおっしゃられた市民の方の声を聞いてみたい。まさしくそれを実現化すべく、今後ともやっていってほしいと思っております。

次に、商業地域の開発についてお聞きいたします。

旧穂積町時代においては、昭和29年11月、新町誕生後、積極的に工場誘致を推進され、多くの優良企業がこの地に事業展開をしてきました。しかし、昨今の状況の中、形態を変え、さらなる飛躍を目指す企業もあると聞いております。

さて、そのような中、どのように新たな飛躍を目指す企業に援助できるのか。また、具体的にどのような話が進んでいるのか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 瑞穂市の産業の問題についての御質問かと思えます。

御指摘のように穂積町が合併をいたしました昭和30年ごろには、工場誘致というものが積極的にそれ以降なされてきておりまして、いろんな工場が進出してきております。ですけど、一つの大きな時代の変化があるのかなあというのが私の実感なんです。といいますのは、当初、初めごろの誘致工場といいますと、繊維工場が主力でございます。誘致しました第1号は名古屋紡績さんです。それから三興紡績さん、それから、私どもは西三甲と。今はプラスチックの工場になっていますけれども、当時は三甲紡でございます、あれも紡績工場でありました。それから、巢南町でも、一番初めの誘致は堀越紡績さんから始まっていると思います。

そして、2期目といいますか、その後、続いて誘致工場として、今度は繊維以外の各種工場が出てきておるわけでございます。穂積の場合ですと、旭化成、あるいは紀文ですね。それから巢南地区では太陽さんだとか、あるいはハイビックスだとか、あるいは型システムさんとか、いろんな工場が出てきています。そういうふうに、大きな経済の変化がやっぱりありまして、当時謳歌された工場も産業としての時代の変化というものの中で大きく変わっていくわけございまして、現実の問題といたしまして、堀越紡績さんは既に御存じのように閉鎖されまして、その用地は市の給食センターの予定地、それからまた物流の拠点としての運送会社に譲渡されたというような動きがあります。また、先ほど申し上げました西三甲さんはもう完全に、繊維は操業の記録的なものとして一部残しておられますけれども、メインは完全にプラスチックの大型成型工場に様相を一変してきておるということでございます。それから、名古屋紡績さんはこの3月末で操業はストップされます。そして、跡地の利用につきましては、現在、大規模商店街という形の建設ができないだろうかということで検討をしておられます。現在、名古屋紡績さんが照会しておられまして、いろいろと検討しておられますのはダイヤモンドシティさんですけども、ここは御存じのように木曽川の敷島紡績の跡地でオープンして、現在営業しております。大体土地の面積とか、そういうものから見ると同規模程度のものになるのかなと、こんなふうに見ております。また、東三興さん、三興紡さんも去年の12月で操業を停止しておられまして、現在、その跡地をどう活用するかということでいろいろと御検討をされておることです。これはまだ確定しておりません。

そんな形で、大きく状況、姿は変わっていきつつあるということでございますが、私自身の考え方といたしましては、やはり働く場所というのは非常に大事なんですね。先ほどもいろいろと議論させていただきました緑の豊かさとか自然の豊かさというのは非常に大事ですけども、どうして中山間地が過疎になるかということになれば、結局働く場所がないということで

ございまして、やはりその場所の適切な確保というのは非常に大事かと思えます。今のお話の中で、私が思っておりますことは、地域みんなが生活していけるような条件を整えていくというのが我々の仕事だと思っておりますので、こういうところの一つの大きな転換に対しましても、完全な経済ベースだけで議論するのではなくて、地域としてその産業が必要であるか、また地域に大きく貢献してくれるかという物差しで判断をし、また地域としてプラスになるという新しい工場、あるいは産業の転換であれば、行政としてできるだけの応援はしていきたい、こんなふうに考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 今の市長の答弁を聞いておって、本当に市の移り変わりというのは、企業においてもそういう推移があるのだなということ聞いたわけなんですけれど、例えば今言われたような場所なんですけれど、土地の用途種目は準工業地域であろうかと思うんですけれども、それを商業地域に地目変更等をするのが我々行政、また行政に携わる者の援助じゃないかなというふうに思っておりますし、また、先ほど言われました 1 ヲ所の中においては、遊水池がある。それがゆえに、なかなか次の企業さんが手を出せないというような話も聞いております。それをいかに解消してあげて、またいい提案をしてあげて、企業変換ができるように努力するのが行政に携わる者の務めではないかというふうに思っておりますけれど、そのようなとき、瑞穂市として、国、あるいは県、あるいはかかわる民間にどのように援助ができるものなんでしょうか。どのようにお考えでしょうか、お尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは非常に難しい問題なんです。端的なことを申し上げまして、やはり決まっている規則、これは確実に守っていただかなければなりません。ですから、私どもが積極的に支援ができる方法としては、そういういろんな規制がある場所をどういうふうに見直していくかということ、そしてまた、それが可能かということを検討するということではないだろうか、こんなふうに思います。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） そのとおりだと思います。やっぱり規則は規則として守っていく中に、先ほども 1 点目の駅のとときに市長がおっしゃられたように、やっぱり地域の人との共生、いろんなことを考えながら、また規則を守りながら、新しいものを生み出していかなければならないというふうには私も思っております。

さて、先ほど市長が言われた駅周辺のまちづくりに関してなんですけれど、別府保育所を今度新規に建設を考えてみえるということであるんですけれど、子育て支援センター、これは子

育て支援だけを考えたものなのか、瑞穂市においては、身体、あるいは心身に御不自由のある子供、あるいは人たちも多数見えるわけなんですけれど、このような人たちを何とかサポートするような機能をあわせ持った施設とするようなお考えはないでしょうか。また、今、国におきましても幼保一元化を推進していく中において、旧巖南地区においては、幼保一元化ということでセンターが運営されておるわけですが、旧穂積地区はそのような名称では今現在はありませぬ。保育園を、あるいは幼稚園を、ややもすると園外保育、ちょっと異年齢まで受け入れるというようなことでやってはおるんですけれど、幼保一元化ということで打ち出してはみえないと思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 子育て支援センターに対しての御質問でありますけれども、保育の問題の民営化という議論が非常に前面に出ております。これは、私、それなりに意味があると思っておりますが、それと同時に、何でも民営化というわけにはいかない分野があると考えております。特に今の御指摘の障害児の保育というものを民営に任せるとすることは極めて困難だと思っております。ですから、民営化に任せていくことによって無理だと考えられる保育というのは、やはり公が全面的に受けていくべきだというふうに考えています。それと同時に、保育というものに対するスタンダードをきちっと表明するというのが公設の施設の一つの意義だろうと、こんなふうに思っております。

それで、幼保一元化の問題ですけれども、大体これは私に言わせると役所の都合で二元化しただけのことをごさいます、本来からいうと、一元化論争とか、いろんなことをすること自体が変だと思っております。ですから、今考えていますことは、保育所は今までの保育にポイントを置きながら子供をしつけていくという教育の分野。幼稚園は幼稚園で、逆に教育にポイントを置きながら子供を見守っていくというふうに、少し性格を変えながら、並行的に経営をして、そして保護者の判断を仰いだらどうだろうかあと、こんなふうに考えております。

それで、実は18年度からは、3年保育の保育所での枠を教室に余裕があればふやせというふうに指示をしております。それで、結局、失礼な言い方ですけど、幼稚園へ今5歳で行っている子たちがそちらに残りますと、今度は幼稚園に余裕が出てきます。その幼稚園に余裕が出てきた段階において、今度は3歳、4歳を幼稚園が受けていくという体制をしいていくという形で、順次併設、移行させていきながら、どちらがいいか見守っていきたい。それと同時に、私立の幼稚園が今度保育所を併設してやれるように変わりましたので、そのあたりの動向も見ながら一つの方向を見つけていく、これがいいんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 私が期待していた以上の答弁をいただいて、逆に面食らっているようなことではあるんですけど、やはり保育園の本来の意義、保育に欠ける子、あるいは幼稚園の意義等を考えたときに、ややもすると保護者が託児所的に預かってください。ともかく集団生活の中に入れてくださいと、ややもすると横着い論法で言われるときがあったかと思うんですけど、一歩進んでそのように、本当に市民の声にこたえてくださるように考えてみえるということを受けとめるのであれば、本当にありがたいことだなあというふうに聞いておりました。最後に、市内の農業振興地域についてお尋ねします。

市内においては、旧巢南町地域において率先的に進められているようですが、市民に対し、安全・安心な農業の推進を図り、地産地消で考えるのであれば、より適切な農業保護政策が必要ではないかと考えますが、今後の農業振興地域の線引きはどのようにお考えか、お尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） まず農業振興地域の線引きについては、現在設置してあるこの線を動かす考え方は現段階においてはありません。そして、農業について、地産地消で産業として育て上げていくということも非常に大事なんですけども、今一番目の前の大きな課題は耕作放棄だろうと。要するに農地はあるけれども働き手がないということで、農業を続けることができないということで、あきらめられた土地というのが各地に点在をしかけてきております。この対策というもの、どういうふうにしていったらいいだろうかという物の考え方というものもまとめて、そして、ある程度農業として維持することができ、それが地消につながっていったらいいかと、こんなふうに思っています。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 農業については私は本当に全くの素人で、経験がないものであれなんですけれど、議員にならせていただいてから、いろんな場面で諸先輩方の農業経験者の方のお話を聞くにつけ、やっぱり本当に難しいものがあるんだなあ。1年、2年でできない、本当に耕作放棄した土地をまた耕して物をつくったときに、それらしきものはできるけれど、きちっとしたものはできないよというようなお話を聞く中で今の質問をさせていただきましたけれど、瑞穂市においては、まずもって集団自営農業というんですか、大きな農業を推進するように、例えば自分で趣味的にやってみえるということであれば別ですけど、そのような方々と土地を取りかえっこして1枚の大きな田んぼにさせていただいて、大規模農場でやるというような考え方を市の方針として打ち出すことは無理でしょうか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、今の御指摘の問題は検討課題だと思っています。というのは、こ

れ、農地法とか、いろんな規制がありますし、それからお持ちになっている農地に結局私有権というか、個人の権利がありますので、そのあたりをどういうふうにしていくかという方法を考えていかないとなかなか難しい課題だと思います。ただ、農業として見た場合には、今の小さな300坪かそこら、1反ですね、1,000平米とか、それぐらいの単位で点々とあるような形は最も効率が悪いわけですので、産業として見た場合にはやはりある程度までの面積を集積するという事は確かに効率がいいんです。ただ、それをやっていくためのいろんなハードルがありますので、そのあたりをどういうふうにやったらいいのだろうかと。そしてまた、それに対して地権者の方々が乗っていただけるかどうかというよりも、逆に言うと地権者の方々が乗りやすいシステムなんだろうかとこのことを考えていかないといけないんじゃないかと。このあたりは、市としましても農業政策の中での一つの大きな宿題だと思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今の問題について、都市整備部長にお尋ねいたします。といいますのは、私、今現在は別府の北町に住んでおりますが、それ以前に下穂積地区に住んでおったときに、下穂積のある農家の方に言われました。うちは輪中堤の一番下や。ここは生活雑排水、農業用水が混在してある。その中でつくったお米は、基準は満たしてはいるけれども、「篠田さん、一遍あなた、ここで田植えをしてみるかね。あつという間にかぶれるよ」なんていうことをおっしゃられました。「えっ、そんな中でつくってみえるんですか」というふうに答えたときに、「ここしかつくるところないし、どこもかえるとこあらへんで」というお言葉を聞いたのですけれども、そのような言葉を聞いたときに思ったのは、なれば、農業は農業として1カ所にまとめて、そこにはきれいな水を流し、本当にいい土地、肥沃な土地で米をつくるのが大事ではないかなというように考えたことがあるんですけど、今現在、前回においても、議員から、農業用水と生活雑排水を分けられないかというような質問がありましたが、部長、どうでしょうか。そこら辺の考え方、そういうような整備をする思いはございませんか、お尋ね申し上げます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 特に都市計画区域の中での農業の経営ということは我々も痛切に感じております。というのは、やはり施設として、農業用の用水路が旧穂積町の中にはほとんど皆無でございまして、生活雑排水と用水が混入されてございまして、非常につくる農地に対する水の供給が悪いということでございますが、ただ、そこには、今、市長も言われましたように各個人の権利ですね、そういうものが非常にはだかりまして、農地法とか税法上の措置が厳しいという中で、将来的には農業としての個人の経営は厳しいわけですが、それはなぜかといいますと、やはり農地に対する国の政策も変わってきます。そういう中で、例えば部落の営

農組合等が組織できる段階でいろんなバリアを外す、国の法律ですね。あるいは税法上も、もし採算がとれれば、例えば用水の単独の形をつくって採算が合うかというものも、やはり経営者になった方が検討する中で、行政も援助していくということが考えられますので、やはりそこから辺のところ、非常に難しい問題があると現在では思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） はい、ありがとうございました。

大きく 2 点目の未納税収の考え方についての質問に移らせていただきたいと思います。

瑞穂市は徴収率県内第 2 位の 95.22% と高い収納率であるが、今後より一層徴収を高めるためにはどのように未納の方に御理解をいただき、収納をお考えか、お聞かせいただきたいです。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

御指摘をいただきましたとおり、収納率は 95.22% ということで、県内の市の中でも上位を占めております。それぞれ各自治体もこの収納率向上を目指して努力をしているところでございますけれども、この瑞穂市の今後の収納率を向上させるための収納対応といたしましては、基本的に現年課税分を次年度以降に繰り越さないということを基本といたしまして、さらにこの収納率、徴収体制を強化してまいりたいというふうに考えております。

滞納繰越分につきましても、今まで以上に未納者と粘り強く交渉を続けてまいりたいというふうに考えております。具体的には文書によりまして催告を実施するとともに、これまで以上に納税意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、2 点目でございますけれども、現在、庁内 LAN、全部ではございませんけれども、庁内 LAN でセッティングされております収納支援システムを最大限に活用いたしまして、機会あるごとに未納者と接する機会、好機をとらえまして、徴収率のアップに努めてまいりたいというふうに考えております。

そして、3 点目といたしますが、休日とか時間外にしか納税することができないという納税者に対しまして、さらに納税しやすい方策を考えてまいりたいというふうに考えております。

そして、4 点目といたしましては、今までの公売に加えまして、インターネット公売を平成 18 年度から実施できるように準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

これらを駆使いたしまして未納の整理を行うとともに、国税とか県税とも協調しながら、公平な徴収を行いまして、徴収率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今、部長の答弁の中に、土曜・日曜日にしか納められない人に対して、収納しやすいようにとおっしゃられたのは、前回12月に私が一般質問でさせていただいた答弁にあったことじゃないかなというふうに聞き入っておりました。

また、インターネット公売につきましても、岐阜県、あるいは国においても今進めておるような案件であろうかと思いますが、いろんな問題点がひょっとするとあるかもしれません。ネット等でやりますと、セキュリティーの問題、いろんなことが出てこようかと思うんですけど、そこら辺の管理をきちっとしていただいて、やっていくことが大事ではないかと私は思っております。

また、先ほども申し上げましたように、国民の3大義務である納税の義務、勤労の義務、子女に普通教育を受けさせる義務の中における、本当に納税の義務を適切に執行してもらおう。また、職員の方が本当に頑張られて、瑞穂市は県内第2位の95.22%という高い成績を誇っておるわけなんですけれど、ややもすると市民の方から、徴収の方法に問題があるのではないかと、ちょっと強引過ぎないか、それでいいのかというような声があります。具体的に申し上げますと、そんなに困っておるなら、競売にかけるより自分で財産を処分してしまったらどうや等のアドバイスを受けておるといふふうに聞いております。職員の言葉として適切であるのか否なのか。それが瑞穂市の指導であるのかどうなのか。それがゆえに収納率が高いという結果にあらわれておるのであれば、温かい行政と言えるのかどうか。分納、あるいは延納、いろんな方策があるのではないのでしょうか。このような現実をとらえてみえるのか。また、とらえてみえるとするのであれば、これはそういう指示のもとに職員の方が行ってみえるのか。青木公室長、人事は公室長だったですね。直属の上司ではありませんけれど、公室長、御答弁をよろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 職員に対しては、やはり市民の公僕だということを常日ごろから言っております。やはり職員の一言一言が、市民の方にその心が伝わっていくということでございますので、これからもどしどしそのような研修等を設けて、意識の向上といいますか、そんな方を上げていきたいと、かように考えております。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 総務部長に端的にお尋ねいたします。そのような話は聞いておりますか。私が先ほど言ったような話ですね。財産を処分してしまえというような職員がおるといふような話は聞いておりますか、お尋ねします。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいま初めてお聞きしたわけでございます。職員にあっては、先

ほども言われました分納とか、そして納税者の身になっていろいろ相談に乗って、納税状況を聞きながら努めているというふうに考えております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 今の部長、公室長のお言葉を聞いて、その職員の方が心新たにやられることを期待しつつ、様子を見せていただいて、まだその後も続くようであれば、この次は具体的な例をもって質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

3 点目に移ります。介護保険料のアップについてです。

もとす広域連合で3年ごとに見直す65歳以上の介護保険料が基準月額 4,072円となり、17年度までの 3,010円から考えると、35.3%の値上がりとなりましたが、低所得者に対しての穂市独自の政策は考えられないか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 篠田議員さんの介護保険料の件について御答弁させていただきます。

平成18年度から平成20年度のもとす広域連合の第3期介護保険料の基準月額は、議員御指摘のように 4,072円となり、現在の月額 3,010円と比較しますと35.3%の上げ幅となっております。

御質問の低所得者の保険料についてでございますが、以前から第2段階の所得幅が大きいのではという意見がありました。特に年金収入のみの方の場合、その差が大きく、ゼロ円から260万円ぐらいの差がありますので、今回の見直しで現行の2段階を二つに細分化し、低所得者に対する配慮がなされております。その内容につきましては、市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得金額が80万円以下か、そうでないかで二つに区分し、80万円以下の場合につきましては、保険料率が基準額の0.75から 0.5に引き下げられます。具体的には、現行2段階の保険料区分のまま移行した場合、保険料年額は2万 7,000円が2万 4,400円と引き下げられます。このように低所得者への配慮がなされた制度改正となっておりますので、現時点で、市独自の減免等とか、そういう施策は考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いしまして、答弁とさせていただきます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 今の部長の答弁は、国の優しさに市としても期待しておるよというような答弁ではなかったかと思って聞いておったんですけど、そのような答弁であるのであれば、実際その段階になったことによって、推移がどうなっていくかを見守って、また再度質問させていただきたいと思うんですけど、ただそんな中においても、やっぱりこの保険料改正によって、35.3%という値上げによって、払いたくても払えない人。払わなければどうなるか。介

護保険を必要としたときに利用できないというような状況になるわけなんですけれど、それによって、未納者がふえたときに、市としては、例えば国民保険の給付証明書のようなものを発行して暫定的に利用させてあげるようなお考えがあるのか、やっぱり原則にのっとって、規則にのっとって、完納するまではだめだよというような言葉になるのか。松尾部長、どのようにお考えでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 保険料を滞納したらどうなるかということから御説明させていただきたいと思います。保険料を1年以上滞納された場合につきましては、介護保険サービスを利用したときには通常1割負担すればいいことになっておりますが、10割払っていただきまして、後から償還払いで払う方法になります。

1年6ヵ月以上滞納した場合には、介護保険サービスを利用したときはその利用料金の全額を負担していただきます。利用されてから申請して、戻るわけですが、その戻るときの料金から保険料を差し引くという制度になります。

それから、滞納が2年以上になった場合はどうかということですが、これは介護保険サービスを利用したときは通常料金の1割の負担ということですが、これが3割負担していただくということで、後から償還払いとか、いろんな方法がありますが、サービスの提供は受けられるということでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 原則論を聞かせていただきまして、ありがとうございます。私が聞いておるのは、瑞穂市としての独自の優しさはないのかと聞いておるときに、原則論でお答えいただきまして。

償還払いと言われましたが、昨今、ニュース、新聞等をにぎわしておる国民健康保険の保険料を納めてないので、全額負担、10割負担であると病院に通えないから亡くなってしまった。不幸にして命を落としてしまったというような事例が多数報道されております。そのような中に、市としての優しさはないのかというような問いかけであったんですけど、残念です。これについても、次回また議論したいと思っておりますので。

続きまして、市出資の会社について、公室長にお伺いたします。

市出資の会社が現在、瑞穂市施設管理公社、みずほ公共サービスの2社がありますが、瑞穂市の経費削減目標30%にどれくらい貢献しているのかをお尋ねいたします。

また、世間一般で言うところの定款にある業務になじまない業務があるように思われますが、より適正を期するように、業務の分担見直し、あるいは統合を考えていないのか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 瑞穂市、いわゆる旧穂積町からでございますけれども、より経済的、より効率的に自立した行政運営、また柔軟な発想と創意工夫によります施策形成の推進を目的に、財団法人瑞穂市、旧では穂積町施設管理公社を、公用施設及び公共施設の効率的な管理運営の業務の請負先として平成9年4月に設立いたしましたして、みずほ公共サービス株式会社を単純な事務処理業務、労働者派遣業務、給食の調理、道路・水路の清掃、樹木等管理などの請負業務先として平成17年4月に設立いたしましたして、市が出資をしてきたわけでございます。当市は岐阜県有数の人口増加地域で、市民ニーズは複雑、多種多様化しているところでございます。また、国・県からの権限移譲、三位一体改革などにより、市職員の事務は新たな行政課題や社会情勢変化に対応するといった多種多様になりまして、事務負担量もふえてきているところでございます。こうした状況下におきまして、みずほ公共サービス株式会社、財団法人瑞穂市施設管理公社に、施設設備の管理運営や軽微な事務事業、事務執行の業務委託、労働者派遣及び労務作業の業務委託などを行うことによりまして、市職員の増員が抑制されました。また、効率的な事務執行の推進により時間外勤務手当の抑制など人件費の削減になっておるところでございます。また、業務委託をするに際しましても、民間企業に比べ、より経済的であり、委託費の抑制につながっております。今後、瑞穂市は自己決定、自己責任の原則のもとに、市民や地域の視点に立った行政を、自主的、総合的、かつ経済的に実施すべく、施設の管理、事務事業の推進に対しまして、市の公的機関の関与のあり方を総点検、検証いたしまして、民間にできることは民間に、公共サービス株式会社及び施設管理公社にできることは公共サービス株式会社及び施設管理公社にゆだねるということにより、さらなる経費削減に取り組んでまいりたいと思っております。それに対しまして、市民サービスの向上に貢献することは大いに期待できると信じているところでございます。

また、数字であらわすことはできませんけれども、将来的には公社と会社の統合も踏まえ、経費削減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） 今後、統合も考えておるとの言葉ですが、その中において、例えば一般会社と競争入札であるのが本当であるのか、あるいは市からの随契がいいのか、そこら辺についての考え方をどのように思ってみえるのか。また、市の業務を会社等が受けていくことによって、第2の役所と言われるおそれはないのか、いかがお考えでしょうか。助役、契約にかかわってですので、よろしく願いいたします。

議長（土屋勝義君） 福野助役。

助役（福野寿英君） 今、公室長が述べましたように、管理公社、そして公共サービスという

ことですが、業務内容によりますので、私ども、今現在行っている業務につきましては、民間、その他を比べても、基本的に言いますと人件費だけというようなことでもございます。その辺のところを踏まえて適切にやっていきたいと思っておりますし、どういう方向づけをしていくかということも踏まえて、業務を選択していきたいというふうに思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2 番（篠田 徹君） 聞きたいことはまだまだあるんですけど、次に移らせていただきます。水道事業について。

瑞穂市会計において、企業会計で行われている事業であるが、今後の事業における考え方、方針はいかがお考えか、お尋ねいたします。

議長（土屋勝義君） 松野水道部長。

水道部長（松野光彦君） 答弁をいたします前に、篠田議員に申し上げます。水道は企業会計でございますが、下水については特別会計でございますので、両方あわせて答弁をさせていただきます。

まず、上水道事業からでございますが、合併時、巢南地区の水源地稼働状況は、施設能力 4,400立方に対し、1日当たりの最大配水量 4,380立方メートルと、最大稼働率が99.6%と非常に高く、また予備の水源はなく、安定供給とは言えない状況であり、直ちに新たな水源地の確保及び幹線管路網の見直しを基本に10ヵ年の第1次拡張整備計画を策定し、今日までに旧町間の接続3ヵ所及び宅地開発が急激に進んでいる古橋地内に新たに水源地、取水量 2,400トン確保し、現在では安定供給ができる体制が順次整ってきていると考えておりますが、今後、事務の見直し等、経費の節減、合理化を推進し、健全な運営が確保できるよう、長期にわたる資金計画を立案し、第1次拡張整備計画をもとにした幹線管路網の整備及び防災管理対策として、公共施設建設時に非常用飲料水確保のための貯水槽、また耐震資材の確保等、長期的な計画に基づき事業を進めてまいりたいと思っております。

下水道事業の現状を説明いたします。

行政面積 2,818ヘクタールのうち、道水路を除く 1,585ヘクタールが下水道整備対象面積であり、そのうち別府96.4ヘクタール、西 146ヘクタール、呂久 9.5ヘクタール、合わせて 251.9ヘクタールが整備済みであり、残り 1,333.1ヘクタールが未整備の区域であります。

平成13年度に着手し、平成15年度に一部供用開始した別府コミュニティ・プラントは、接続人員 1,347人、汚水量日平均 635立方で、現在稼働率29.8%であり、あまり利用されていないのが現状であります。今後は接続率向上に向け、最善の努力をしなければならないと考えております。

また、平成16年度に一部供用開始した西地区につきましては、地域の下水道に対する理解が

十分されており、現在接続率53.8%で、供用開始後2年目の接続率は全国平均よりかなり上回っており、現在2系列目の水処理施設の建設に着手し、平成18年度において完成の予定であります

都市の基盤整備及び公共用水の水質保全と快適な住環境の確保を考えると、下水道は必要不可欠な施設であると思っておりますが、下水道は一たん着手すれば、建設費に係る償還のみならず、永久的に維持管理が必要となり、平成17年度では、下水道の3特別会計合わせて1億8,400万円、18年度では3億9,300万円が一般会計からの繰出金として計上しており、長期負担を強いることとなり、慎重に進めなければなりません。現在、供用開始している別府、西地区についても、計画策定時より人口推計、道路計画等、事業認可時の諸条件が変わってきている現在、さまざまな問題はあると思っておりますが、この両地区の見直しも含め、今後は国の内閣プランで出されている地域再生計画に基づく汚水処理施設整備交付金制度を活用し、その地域の状況により、集合、個別処理との組み合わせによる事業を考え、その地域で合意及び理解が得られる処理方式により進められればと思っております。

事務のアウトソーシングでございますが、今年度、事業単位の課から、事務内容により水道事務課、水道施設課として進めてまいりましたが、課員の協力もあり、スムーズに移行ができ、何ら問題はなかったと思っておりますが、事務の見直しの中で外部委託が可能な事務について、受付、納付書、領収書、検針、資材の出庫、開栓・閉栓等の業務は速やかに外部委託が可能であり、また委託先の人材によっては、配水設備、給水設備、浄化槽設置補助金申請の受け付け、検査の業務が可能であると考えており、段階的に外部委託を積極的に進め、事務の効率化を進めてまいりたいと思っておりますが、このアウトソーシングについて最重要な点は、部課の単位ではなく、行政が一体となって進めるものであると考え、今後は他の部とも十分協議、調整しながら、行政サービスの向上を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 篠田 徹君。

2番（篠田 徹君） ただいま答弁の中にありましたように、下水道事業は一たん手を出せば、後に手を引けない事業であると思っております。しかるに、建設なされたものは加入率をいかに進めるか。これが部長が行政の後輩たちに残した大きな宿題であり、命題ではないかと私は聞いておりました。今も私の質問の誤りを適切に正していただき、勤続40数年間、都市開発、水道事業にかかわり、今日の瑞穂市を築いたのは部長の功績に負うところが大きいと思っております。今月で退職なさるようですが、今までの経験を生かし、大所高所からのアドバイスを今後ともよろしく願います。ありがとうございました。これで終わります。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により、ここで暫時休憩をいたします。

午後1時30分より再開をいたします。

休憩 午後 0 時20分

再開 午後 1 時30分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 浅野楔雄君の発言を許します。

浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 議席番号 7 番、翔の会所属、浅野でございます。

一般質問で 2 点ほどお伺いしたいと思います。

第 1 点は、学力向上アクションプランについてお尋ねします。もう 1 点につきましては、いわゆる市の公共施設の借地部分について、この 2 点についてお伺いします。詳しくは質問席からさせていただきたいと思います。

それではまず最初に、学力向上プランについてお尋ねします。

文部科学省の学力向上拠点形成事業の一環として、推進校、協力校という形で、市内小・中学校が拠点校という立場で構想したというふうに「みずほの教育」の文章の中に記載されておりまして、分野別の先進的拠点校づくり、学力向上のための外部指導者、外部人材の導入体制づくり、拠点校におけるカリキュラムの開発、教材開発、指導方法の工夫と改善、拠点校の成果を普及させる学校間の連携組織づくり、市全域の就学区の弾力化を踏まえた学校の活性化、時代の変化に応じてたくましく生き抜ける確かな学力を備えた児童・生徒を育成するという目標で考えられたというふうに記述されておりますが、いわゆる文部科学省の学力向上拠点形成事業というのは助成金が絡んでおる事業ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 助成金が絡んでいるかということでございますけれど、これは市の予算の方には入っておりません。県の方で直接支出をしていく。それにかかわって、うちの教育委員会からそちらの方へお願いをしていくといった形のものでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） それでは、最初の項目の分野別の先進的拠点校づくり、分野別とありますが、どのような分野に仕分けするのですか。仕分けすることにより、教師間の格差が一段と進む可能性があり、さらに教師間の画策、思惑が進み、一面、生徒間の不信感も生まれますが、その対処方法は確立されておられるのでしょうか。また、当市の教育委員会は、教師の指導能力を識別できるだけの能力と指導方法が確立された上で指導できるのか。識別基準となる資料、または指導方法の手順等があれば示していただくとありがたいと思います。この点、二つについて、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） まず、分野別ということですが、御承知のように瑞穂市の学校は、各学校それぞれに非常に特色がある研究課題、テーマを持って取り組んでおります。分野別といいますけれど、実は全部の学校にそれぞれのテーマがございます。全部読み上げましょうか。いかがいたしましょうか。よろしいですか。

〔発言する者あり〕

教育長（今井恭博君） 先生の取り組みにかかわってでございますけれど、正直言って、教師にはそれぞれ持っている力量というものがあろうかと思えます。それにかかわって、私は就任以来、子供の学力を高めるためには何しろ教師力を高めなくてはならんということで、積極的に私の考えている授業論、そういったものを示しております。これでございますけれど、これによって必ず教師の力が上がってくるという立場でやっております。教師の力量が見きわめられるかという話でございますけれど、私ははっきり、やはり力を持っているものが授業を見れば、子供の育ちを見れば、明らかに見分けがつく。そして、何が課題であるかということもやっぱり見分けがつく。管理職、あるいは学校の指導的な立場にある人はそういったことを的確に見抜いて、今、何を言ってやるのが一番大切なのか。すなわちそれによって、子供たちの力を高めていく。そのために今何をやるのが大切であるか。そういったことが今度は的確に指導できる、逆に言えばそういった管理職でなければならぬというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） はい、ありがとうございました。

次に、瑞穂市における児童・生徒の学力は、全国基準から評価して高い水準なのか、それとも都市型教育の水準より高いか低いか、また他の都市と比べた場合、そういう比べ方、こういうこともされておるかどうかということですね。やっぱり我々の年代で勉強しておりますと、ゆとりの教育ということで、非常にゆとり、ゆとりということが言われておるんですが、いわゆる子供たちに、修学旅行のほかに、自分たちでここのまちが見たい、あそこのまちが見たいというように、自分たちの見たいところを見て、自分たちの住んでいるまちとの比較とか、社会的知識というか、水準というか、そういうことも分野別に仕分けしてやられるということであれば、そういうことも必要ではないかというふうに私は思うんですけども、教育長の立場としてはいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今、1点目の質問と2点目の質問の関連がちょっとよくわかりませんでしたけれど、まず1点目の方の、瑞穂市の子供の学力はどうなんだという率直なお尋ねだったろうと思います。これは非常に難しい言い方になります。といいますのは、学力を何で評価するかということでございます。私流で仕分けをすると、一つは、ペーパーテストではかれる

ものとペーパーテストでははかりにくいもので、一面学力というのは、ペーパーテストではかれるものとペーパーテストではかれないものの総和、これが私は学力だというふうに思っております。ペーパーテストではかれないものというのは、例えば子供たちの学び方とか、学ぶ力とか、あるいは取り組む意欲とか、授業に取り組む子供の姿とか、そういったことです。これについては、間違いなしに県下でも指折りで評価をされているというふうに思っております。今度はペーパーテストにかかわって、これは実際私たちもそれを調査しております。これは全国平均と比べる調査ではございません。学力状況調査といった県レベルで行っているものを実施しております。そのペーパーテストの分は、県平均よりも若干、これもでこぼこがありますので一概にはなかなか言いづらい。本当は1項目1項目で、この項目についてはどうなのかという見方をしなくてはなりませんから、ただ一般的には、ならしてみると、平均的にはどうかという、ただその平均的が本当に全体を評価したことになるかどうか、これも疑問でございますが、本当にだあとならした立場からいうと、県平均よりも若干低いという姿でございます。ただ、それでは、冒頭で申し上げましたように、それだけで学力を見るのか。やっぱり子供たちに今求めているのは生きる力でございます。そういった点で、いわゆるペーパーテストでやれた分だけで評価はできない。そういった点では、申し上げましたように総和という立場からいえば、明らかに私は自慢ができる瑞穂市の姿だというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、教育長の方から、いわゆる先生方の能力を見分ける目は十分あるというふうにお答えがありましたけど、周囲を考えますと、若い教職員の方の中には、いわゆる進学のための勉強、すなわち高校に入る入学試験のための勉強をされた方、また大学に入るための勉強をされた方、いわゆる試験勉強で成長してこられた先生方が、今後子供たちを指導していくのに非常に難しい点が出てくるのではないかと老婆心ながら思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今度は教師の力量を何ではかるかという問題であろうと思います。今言われた、例えば受験勉強を一生懸命やってきた人だから、それでは教育指導力が劣るのか劣らないのか。これはまた難しい問題でございます。非常に知的能力が高くても、子供との接しでございますので、課題が生まれる場合もございます。そういった点では、まさに先ほども申し上げましたように、その人の持っているよさと、それから課題をどう的確に教育委員会や管理職がつかんで、それに対して一つ一つどう手を打っていくか、そういったことが一番重要なことだというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 次に、先進的拠点校づくりということで、推進校と協力校と区別することで学校間の格差をつくったり、平等な教育の基本から逸脱するような気がいたしますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） この学力アクションプランはまさに逆の発想でございます。学校の格差をつけるのではなしに、それぞれが切磋琢磨することによってお互い学校が高まっていきましよう。それを一番基本としているプランでございます。そういった立場でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） いわゆる平等の精神でやっていただくということであれば、私の方から何も言うことはございませんので、混乱の起きないように、学校間の先生方の間、父兄の間で混乱が起こらないようにこのことを進めていただきませんと大変なことになるということで、よろしくをお願いします。

次に、学力向上のための部外指導者、部外人材の導入制度についてお尋ねします。

まず最初に、部外指導者と部外人材、この二つの言葉にこだわってお尋ねいたしますが、人材と指導者の区別はどういうふうでされているのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 「部外」ではなしに、「外部」でございます。まず外部指導者、これは先ほど申しましたように、やはり教師の教育指導力を高めていく。これがやっぱり子供に力をつけていく非常に大きな要素だというふうに思っておりますので、それにかかわって、非常に見識の高い方、これを実は瑞穂市学力向上アドバイザーという形で、別途今年度からお願いをしております。この外部指導者というのは、具体的には現在3人でございます。まずお2人は、お2人とも岐阜大学教育学部の副学部長でございますが、一人は岩田恵司教授、専門は算数、数学でございます。それからもうお一方は松川禮子教授、英語専門でございます。生津小学校の今の姿を生み出す一番の基をつくってくださった先生でございます。それからもうお一方は、現在岐阜聖徳大学の非常勤講師であります奥村怜先生、道徳が専門でございます。これを学力向上アドバイザーという形で、研究推進会議にも出席をしていただく。あるいは学校の授業を見ていただく。そして指導をしていただく。あるいは講演会を開催して、その講演をみんなで聞かせていただくといった形が外部指導者でございます。

それから、外部人材の導入といいますのは、実は皆さん御承知のように、現在、瑞穂市の学校では、普通の学校教育活動の中に地域人材を非常に積極的に取り入れております。各教科、あるいは総合的な学習、生活科、そういったところに地域でさまざまな力を持っている方を学

校の中へ取り入れて、授業の中にも組み入れております。この外部人材というのは、そういった地域の人材という意味合いでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） 明確な御答弁、ありがとうございます。

今、地域先生というような言葉が出てきましたけれども、私もそれに指名されておまして、これ以上、外部人材について追求することの口を封じられましたので、ここについては控えさせていただきます。私が心配しましたのは、やはり少子化で、教職員の方の人余り現象が起きてきて、それで先生の余ってきたところを多いところへ振ってくるというような発想があるのではないかなあというふうに危惧いたしまして質問させていただきましたので、ひとつ御了承いただきたいと思えます。

それでは次に、拠点におけるカリキュラムの開発、教材開発、指導方法の工夫と改善ということで、これまでにカリキュラムの開発とか、教材の開発、指導方法の工夫と改善が打ち出されてきましたが、今までは何を中心に強化を進められてきたのでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今の質問の答弁の前に、誤解があるといけませんので、先ほど言われましたこと、少子化で先生が余ってきていて、その余った先生を回しているといった表現がございましたが、これは誤解でございます。教職員定数というのは、学級数、生徒数によって決まってきます。ですから、児童・生徒数、学級数が減れば、教員の定数も減っていきます。そういった点で、少子化だから先生が余る。多くの方々にこの誤解があるわけでございますが、定数というのはそういう仕組みではございません。

今の質問は何やったね、正式な質問は。

議長（土屋勝義君） 浅野君に申し上げます。もう一度質問をお願いします。

7 番（浅野楔雄君） 今、教育長も質問の内容があれだということで、私の方もちょっと質問のポイントがずれてきましたので、その点はちょっと省かせていただきます。というのは、要は、私が申し上げたいのは教育行政のマネリ化ですね。それから学力の低下、指導力の低下が浮き上がってこないようにきちっとしていただかないと困りますよということです。なぜそういうことが言えるかといいますと、今は偏差値が物を言うということで、我々の年代でいきますと、赤信号、みんなで渡れば怖くないという平均的な考え方で進んでいってしまうような気がしまして、我々はやっぱりのどの渴いた馬、のどの渴いた犬、これをつくっていただくのが教育の根本ではないかと思うんですけど、今、パソコン操作を子供たちはやります。これも時代の流れで、パソコンの操作も確かに重要かとは思いますが、いわゆる日本の美しい漢字、文字、文章、これをつくる能力、また数学も、私の個人的なことを申し上げまして申しわけな

いんですが、いわゆる中学の方程式を解く方法が我々の学んだときと今の子供たちの学んだときの方程式の違いがあるんですね。というのは、どうも今の学校では、答えを出す真ん中の方程式の点数が入る。我々のころは一番最後が合ってりゃいいと。だから、いかにして短い計算で方程式を解くかという知恵を使ったんですが、今の子供たちはどうも教わったとおりに方程式を解いていかなきゃならないようなふうに我々には見受けられるんですが、やはりそうなんでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 前半に言われたことにまた誤解がありますので、これについてお断りしておきます。現在、「偏差値」という言葉はほとんど教育界では使われませんですね。今はどちらかというと相対評価ではなしに、絶対評価。子供一人ひとりの伸びとといいますか、そういったものを評価していくといった評価方法に変わってきておるところでございます。

それから、今の子供たちは、言葉は違いましたけど、考える力が弱いのではないかと。まさに、だからこそこの学力向上アクションプランを一生懸命で立ち上げておるんです。私たちが今とらえている子供の力というのは一体何なのか。これを一応7項目で整理をしております。

1. やっぱり確固たる基礎・基本、2. 旺盛な知的好奇心・探究心、3. みずから学ぶ力、みずから学び続ける力、4. 確かな思考力、問題解決力、5. 確かな国語力、豊かな表現力、6. これはちょっと要素が違いますが、一人ひとりの個性伸長、そして7. つけた力の生活化、やっぱり生活の中で生かしていく力になっていなければだめですよ。ですから、こういった子供の姿を目指して、実は私たちはこの学力向上アクションプランで、各学校がそれぞれの特色を生かしながら取り組んでいくといった中身、まさに現代的な課題があるからこそ、瑞穂市はこの立場でこの事業を立ち上げていると、そう御理解いただきたいというふうに思います。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） はい、ありがとうございました。

やはり、今、教育長の言われましたように、競争心が生まれて、そして意欲がわく。学習したいな、勉強したいなというムードづくりというか、雰囲気づくりをぜひとも力を入れてやっていただきたいと思います。いわゆるのどの渴いた馬、のどの渴いた犬がたくさん瑞穂市の小学校、中学校の中に群れるように、教育長のオオカミの遠ぼえ一つに、そののどの渴いた、水が飲みたいオオカミが集まってくるように、ひとつ指導していただきたいと強く思いますので、その点いかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） ありがとうございます。私、とうとうオオカミになってしまったようでございますけれど、率直に申し上げまして、現在、瑞穂市の学校、多分外からも、非常に学

校に勢いがある。先生方、子供たちの勢いがある。そして、学校が意外に明るい。こういう評価を受けていると思っています。ところが、実質、瑞穂市に今度転勤だよと言われると、多くの先生がわあっと思われます。多分そうだろうと思います。瑞穂市の学校はそういった立場で、それぞれの学校が一つの目標に向かって共同で研究しながら、あるいは個人個人でテーマを持ちながら取り組んでいく。そういった点では、明らかに瑞穂市の学校の先生方はえらいと思います。ただ、えらいから逃げ腰になる。ならないというのが、まさに今度は逆に瑞穂市の力強さ、そういうことだというふうに思っております。ただ、このえらいというのは、一面、例えば今回取り上げておるのは学力向上なんですね。やっぱり学校教育の大きな課題は、大きく二つに分けよと言われてたら、心の教育と、やはり確かな学力だと思っています。学力向上のために先生方が時間を費やし、頑張る、苦勞する。まさにそれは教師の仕事の本命だというふうに思っております。多分、そういった立場で取り組んでくださる学校に今なっている、先生方になっているというふうに思っておるところでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） はい、ありがとうございました。

それでは次の4点目の、拠点校の成果を普及させる学校間の連携づくりというふうになっておりますが、これは、瑞穂市内の小・中学校をそれぞれ横の連絡というか、縦の連絡というか、いわゆる学校間の連携組織づくりだというふうに私は解釈しておりますが、間違いありませんか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） おっしゃるとおりでございます。それぞれ各学校で自分たちの工夫したカリキュラム、あるいは指導方法、そういったものの改革をしております。ですから、夏休みに、小学校は3部会、それから中学校は3校一緒になって、合計4部会、そこで各学校の実践を交流し合うといった研修会を夏休みに設定して、少しでも自分ところでつくった財産をほかの学校にもといたった立場の取り組み、仕組みでございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） はい、わかりました。

私、細かく言えば、やはり思考能力と行動能力が伴った教育をしていただくというのが非常に大事だと私は理解しております。いわゆる思考能力、進学戦争に打ち勝てる教育でこれからは行きますと、第2の姉齒、第2のホリエモンの誕生をたくさん作るだけですね。いわゆる倫理、道德觀念のない世界が広がるように危惧いたしますので、倫理觀、道德觀が欠けないように、ひとつ教育現場で十分指導していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 先ほども申し上げましたように、いわゆる学校教育の二つの課題、これはやっぱり心の教育と、それから学力向上だというふうに申し上げました。ただ、今年度、私は心の教育のことについては、一面あまり触れておりません。でも、これは、半面からいいますと、一応ある自信があるんです。確かに市内の各小学校、中学校に課題を持った子供というのがおります。でも、瑞穂市の、特に道徳教育についての取り組みは明らかにレベルを超えた取り組みをしておってくれるというふうに思っております。特に道徳、心の教育を一番の中核にして進めておる学校がございます。これは本田小学校でございます。そういったものの影響力といいますか、そういったことが明らかに市内の全体の学校にある。ですから、例えば道徳の授業の実施率なんていうのは全県的に見ても非常に高い。ほとんど計画のとおりになんと授業が実施されていると。そんな姿がございます。そういった面があるからこそ、あえて今は学力向上ということを私は盛んに言っております。ただ、先ほど意欲とか行動力ということを言われましたけど、意欲があればいいということではないよ。行動力があればいいということではないよ。もう一つ、やはり上滑りでない、実際にやらせてみたら確かにできるという、上滑りでない力をつけていかななくてはならないよ。これを今盛んに訴えておるところでございます。なお、議員さん方にも、この資料ができ上がりましたら配付をいたしますので、どんなふうに学力を考え、どうやって力をつけていきたいかは、また読んで、いろいろ御意見をいただければと思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、力強い御返答がありましたので、私が申し上げたいのは、やはり文科省の指導要綱、または県の指導要綱も必要かとは思いますが、やはり一番身近にいる地域の子供たちを主眼にさせていただいて、教育していただくということをぜひお願いしたいと思いますので、お願いします。

それでは最後に、5番目の市全域の就学区域の弾力化を踏まえた学校の活性化という項目でお尋ねします。

今、学区の自由化ということで、いわゆる自分の好きな小学校、中学校に行けるというふうに、前教育長の後藤教育長のときからそういうのが外された関係で、子ども会活動、それから地区活動、地域活動、それから校区別の活動に多少支障が出てきている面がありまして、よその学校に行っているもんで、結局子ども会に入らない子供がいる。それから、よその校区の方へ行っているもんで、自分の住んでいるところの地域から外れるということが今起きておりますが、こういうときに、結局主催された自治会なり、校区の団体さんにしてみますと、よその校区へ行っている子だけれども、参加すれば、それなりの対応はしなきゃならないと。ところ

が、本家本元ではどこの小学校へ行ってもいいよ、どこの中学校へ行ってもいいよとなっているもんで、地域とのつながり。そしてまた事故が起きなければよろしいんですけど、最近のように子供に対する凶悪犯罪があちこちで起きている関係からいきますと、それもいかなものかというふうに思うんですけど、例えば近いからこっちへ行くという短絡的なことで行かれる方もあるでしょうし、それからまた、あの小学校における先生が気に入らんで、こっちというふうにかわっていく方も聞いておりますので、やはりその辺も十分考えていただいて校区の弾力化というのは考えていただかないと、その辺はいかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 何事でもそうだと思いますけど、一つの方向性を出していけば、そこにはやはりよさと、それから課題となることが必ず出てくると思います。現在、保護者の方、あるいは児童・生徒がみずから自分で学校を入学時に選択することができる。これについては、一つの大きな評価できる側面があるかと思えます。おっしゃったように、今度は地域の子供ということ考えたときに、例えば子ども会とか、そういった課題があることは確かでございます。旧穂積町時代は、この制度にのって実際に弾力化で学校を動くという子供が、多いときで四、五人でございました。これが、今度は新市になりまして、規模も大きくなりましたので、おまけに全市一円での弾力化でございますので、現在は小・中学校合わせて、今年度の子供たち20数人ございます。それから、先年度が17名でございました。ということで、数が明らかにふえてきております。ある地区では、大勢の子供が一緒によその学校へ行くというような要素も出てまいりました。そういった点からいきますと、やはり子ども会のあり方みたいなものについて学校がどうかかわっていくか。これについては大きな課題だと思っております。今後これはきちっと検討して、やはりそれなりの方向性、この制度をなくするという方向ではなしに、制度をきちっと維持しながら、その課題をいかに解決していくかという方向で教育委員会としても検討してまいりたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） そうしますと、いろいろと考えて弾力化をされているということであれば、品川区のように、瑞穂市も小・中一貫教育の3校区制にしていただければ、またそれなりの円がかけるといふふうに思いますし、将来、20年、25年先を見れば、やはり少子化になってきて、校舎が余ってくる、維持管理費は上がってくるという先を見れば、これからは、いわゆる小・中一貫の3校区制、そして通学するのは地域コミュニティバス。そしてまた、新しく校区づくりをしていただければ、校舎そのものが震災の避難場所。まして今議会に出ております、いわゆる武力紛争があったときの条例などが出てきた流れから見れば、そういう3校区制の考え方も必要ではないかと思えますが、いかがですか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今、議員さん御指摘の小・中一貫という意味合いがちょっと理解しかねるんですが、現行法令下においては、いわゆる学校教育法では、まさに義務教育、小学校、中学校6・3制という形でございます。それを変えていくということについては、国の方でも当然これからも検討されるだろうと思います。ただ、市町村単位でそれをやろうと思った場合には、どこかはやっておると思いますけど、いわゆる特区の形をとって、全く学校教育法を逸脱したといえますか、全くそれに規制されないでやるという方向が当然あるかと思えます。ただ、私は、これは現在の6・3制にも非常にいいよさみたいなものがある。ですから、時代の流れだから、何でもかんでも小・中一貫とだけで私は思っておりません。小・中一貫にかかわりましては、実は別組織で、いわゆる中学校区の小学校と交流をする。そういった場も今年度から実は設定をしております。そういったところで、小学校がやろうとしていること、そして中学校の願い、小学校の願い、そして中学校がやろうとしていること、それとが少なくともうまくつながっていく、そういった努力みたいなものは現在しておるところでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） はい、ありがとうございました。

最後に、一般質問にはございませんが、いわゆる「みずほの教育」の8号の一番最後、それも一番下の方に英文で書いてあるやつがあるんです。これ、紙面の関係もあると思いますが、やはり全部訳せない人もあると思いますので、エリザベス・ピーターさんですか、瑞穂市の第一印象ということで非常にうまく文章を書いておられますので、親切心で日本語でも下にちょっと訳をつけていただくとありがたいと思いますので、これを教育長への質問の最後とさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 私も英語は若干苦手でございますが、でも、多分それは教員に配付をしております、「みずほの教育」は。ですから、大抵の教員はこの程度やったら大体見当をつけてくれるだろうというふうに思っております。あえてそこに日本語をつけたら、英文で書いた意味がなくなるということだろうと私は思っております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） ありがとうございました。

それでは次に、二つ目の市の公共施設に借地部分が点在しておりますのが、なぜこれが公共施設の土地として買収しなかったのかと。特に今回お伺いしますのは、旧巢南地区、全部で18カ所あります。細かく申し上げますと、第4分団消防車庫 339平米、年間48万7,000円、宮

田水源地 2,578平米、年間 151万 5,000円、巢南中学校体育館 1,423平米、年間87万 3,000円、それから中小学校の校庭 1,459平米、年 202万 9,000円、それから中小学校駐車場 993平米、46万 5,000円、それから中小学校学習田 499平米、3万円、南小学校学習田 955平米で30万 3,000円、それから巢南給食センター 2,126平米、年間 125万、犀川グラウンド 4,178平米、64万 1,000円、それから西ふれあい広場駐車場 972平米、年41万 8,000円、それから西ふれあい広場グラウンド 9,560平米、411万 9,000円、中ふれあい広場のグラウンド1万 2,389平米、年 590万、南ふれあい広場グラウンド 956平米、年43万 5,000円、それから巢南中央公園 2万 38平米、400万 7,000円、浄水公園ゲートボール駐車場 300平米、6万円、西部複合センターの駐車場 2,047平米、年 111万 4,000円、西保教センター用地 300平米、年15万、それから南保教センター用地 1,563平米、78万 9,000円というふうになっておりますが、この借地になった開始の年月日から順番に教えていただきまして、これに対して、例えば宮田水源地は何年に借地になって、水源地をつくって、その時点で当然課税対象の地目は変更になると。当然地目を変更して課税されていると思います。巢南地区各18カ所について、年度ごとに何年にやって、何で課税したかということが全部出てくるとと思いますが、どうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問の件でございますけれども、通告の要旨と若干異なっておりまして、私の方、手元に用意しておりません。調査をさせていただきたいと思いません。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今、質問の趣旨からちょっと外れているという返答でございましたので、それでは、例えば質問趣旨を変えまして、この18カ所の借地、総面積6万 2,615平米、年額 2,455万 6,033円という巨額の税金で借地料が払われておりまして、このままでいきますと、10年で2億 4,000万の税金が払われるということですが、この巨額の金額になることについて検討されたことはありますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、財政の許す範囲内で、借地をしております土地について順次買収をしまいるということで計画をさせていただいております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） それではもう一つ、公共施設を借地で運営していくということは、いわば行政がそれをやることは適法行為なのか不法行為なのかという質問をすれば、当然不法行為

ではありませんという答えが返ってくるとは思いますが、この辺がやっぱり、例えば憲法第29条第3項に、私有財産は正当な補償のもとにこれを公共のために用いることができる。または土地基本法第2条及び都市計画法の69条から73条の規定、こういうのがありまして、借地される前にこの法令などに照らし合わせて、地主の方に交渉されたような経緯はありますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 公共施設の整備に当たっては、すべて土地の所有者と私どもと交渉してまいります。交渉の段階で、土地買収に応じていただける方、そして否定される方、また賃貸なら応諾してもいいですよという方、いろいろあると思いますけれども、その契約の内容、相手の契約に応じて我々は土地を取得したり、そして賃貸で確保したりするというので、これまで行ってきたということでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） はい、ありがとうございました。

それでは、個別にちょっと伺いたいと思います。時間もあと13分しかありませんので、お伺いしたいんですが、例えば宮田水源地が151万5,000何がして借地になっておるんですが、これがもし賃貸契約の更新時にトラブルした場合に、この水源地を使わせないよといったときには、市民の生命線の水のもとになっておるんですが、そういうトラブルを想定されたことはありますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） こういった永久構造物については、契約の段階でそういった支障を起さないように、当然契約の内容に含まれてくるというふうに解釈しております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） それでは、例えば今、宮田水源地一つとして申し上げますが、その契約更新のときに、今までに売却をしてくれというような交渉をされたことはありますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） あくまでも土地の所有者からの申し出によって私どもは買収に応じていくという方法で、こちらから買収したいからということでその担当課で申し上げたかどうかは私はわかりませんが、当然そういった会話はなされるものと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7番（浅野楔雄君） 今後、契約更新に際しましては、今申し上げました18カ所の更新時には、必ず一度二度三度と、売却していただいて、少しでも税の支払いを少なくするように努力して

いただくということは約束していただけますか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 当初に申し上げましたとおり、財政の許す範囲内で順次取得してまいりたい、買収していききたいというふうに考えております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） はい、わかりました。

それでは、今後、契約更新に際しましては、この18カ所以外、きょう質問の中に入っておりません旧穂積町の中の借地部分についても、ぜひとも買収に応じていただくように担当部署で地主さんと交渉していただくというふうをお願いしたいと思います。

それから次に、この18カ所のうち、いわゆる巢南中学校、中小学校の校庭、駐車場、それから学習田、南小学校の学習田、ここまでが全部学校教育課。それから巢南給食センター、犀川グラウンド、西ふれあい広場の駐車場、中ふれあい、南ふれあい、巢南中央公園、浄水公園、ゲートボール南駐車場、それから西部複合センターは全部生涯学習課ということになっておりますので、今後所管のところと相談していただいて、順次この借地を少なくしていくという意思はありでしょうか。

議長（土屋勝義君） 関谷総務部長。

総務部長（関谷 巖君） 先ほども申し上げましたとおり、今後、財政の許す範囲内で順次買収していききたいというふうに考えております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 浅野楔雄君。

7 番（浅野楔雄君） まだ詳細についてお伺いしたいことがたくさんあるんですけど、時間の関係でできませんので、次回にも同じ質問で、もう少し詳細にわたってお尋ねしますので、よろしくをお願いします。質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 次に11番 小寺 徹君の発言を許します。

小寺 徹君。

11 番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺 徹でございます。

一般質問を3点にわたってさせていただきます。

まず第1点目は、乳幼児医療の無料化を中学校就学前までに拡大すること。小学校卒業するまで拡大することということで質問させていただきます。

瑞穂市は、平成17年4月から乳幼児医療の無料化を、通院・入院とも小学校就学前までに拡大をしました。県はことしの3月の議会で提案をして、平成18年4月から乳幼児医療の無料化を通院・入院とも小学校就学まで拡大するというのを今県議会で提案されて、議論されてい

るところでございます。

そこで質問ですが、もし提案どおり県が実施をするとすると、瑞穂市への助成金はどれだけ増額されるのか、質問をしたいと思います。

あと、続いては質問席でさせていただきます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの、県の乳幼児医療の関係で瑞穂市にどれだけの金額になるかという御質問にお答えします。

現在、小学校就学前までの県の補助金は入院のみでございます。通院も就学前まで助成されると約 3,700万円程度の補助金が増額されると見込んでおります。ただし、今議会で県でも審議されておりますが、重度心身障害者、重度心身障害者老人の補助率を3分の2から2分の1に下げる案も同時に提案されております。いわゆる減額になった分を約 1,900万円ぐらいと想定しておりますので、差し引き実質的には 1,800万円ほどが県から多く助成になると私の方では見込んでおります。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 県も小学校就学前までやるということで、少子化対策としてこういうような施策を行ってきたと思うわけであります。そういう点で、助成金も、今の答弁ですと 3,700万円ぐらい増額になるということですから、さらに年齢を拡大するという条件、やりやすい条件が出てきたということが言えると思います。そういう点で、少子化対策として、この問題をどう考えるかということについて質問をしたいと思います。

少子化問題は重要な課題であると私は考えております。政府も重要課題ということで、少子化担当大臣を任命して、今、施策を考えておるところであります。その中で、大臣も子供の医療費の無料化は、年齢とか実施ということまでは言っていませんけれども、必要であるということをお述べておるところであります。そういう点で、本市として、市長はこの無料化を拡大するという点について、少子化対策の重要な一環であるということをお考えかどうか、市長にお伺いしたいと思います。市長の答弁をお願いします。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、医療費の無料化は少子化対策としては適切な施策として効果が出るというふうには見ておりません。どういうことかと申し上げますと、今、少子化、少子化と言われますけれども、現実には結婚しておられる家庭での子供の数というのは、2人に近い数字が出ています。ところが、結婚をされない方々の比率がどんどんふえてきている。出生率の1.29とか何とかという数字はそういう人も含めた形ではじかれてきておるわけですので、本当の少子化対策という問題になりますと、結婚を皆さんがしていただける環境をど

うつくっていくかということの方がむしろ大事だと、このように思います。

今の御指摘の子供たちの乳幼児医療費をどう扱うかということは、そういう子供を持っている家庭に対しての子育てに対する支援策としてどう考えるかという課題ではないだろうかと思えます。それで、子育てに対する支援策としては、いろんな施策が考えられますけれども、今の御指摘の問題もテーマの一つとして、そういう視点でとらえれば、やはりそれなりに考えていかなければならない問題であるというふうに思います。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私も、少子化対策としてこれがすべてだということでは考えておりません。少子化対策の一つの重要な柱だということを考えておるわけでありませぬ。

それで、市長は、今回の議案で提案されている瑞穂市の基本構想の中で、少子化対策が入っていないがどうだということを実験委員会で質問したときも、柱として入っていないけれども、あちこちには入れてあるというようなことを言っておみえになりましたけれども、しからば市長は少子化対策というのはこのような施策が必要だということ、今、具体的にお考えの基本方針というのは持っておみえになるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） これは、具体的に施策の中で手を打っていくということは非常に難しい問題だと思っております。現実の問題としまして、今申し上げましたように、独身の方々にできるだけ早く結婚していただけるような環境をいかに整えていくかということが非常に大きな課題になるわけがございます。今の社会構造の中から見ていきますと、その中で一番大事なことは、要するに若者がいろんな方々と交流、触れ合いをしていく機会というもの非常に狭くなってきています。特に最近のように、インターネットとかメールでというようなことで、直接の触れ合い、交流というものが少なくなってきています。結婚する一つの出会いのチャンスというものが非常に少ないというところにむしろ大きな課題があるのではないだろうか、こんなふうに私はとらえております。

あとの子育ての環境をどう整えていくかという問題もありますけれども、一番の根本はそこにあるんじゃないかなと、こんなふうに考えています。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 私、少子化対策というのは、日本の国、日本の産業にとって、これから非常に大切な課題だと思うんですね。というのは、これから国を背負っていく、要するに会社でいえば労働力ですね。働く人、世代を継いでいくという労働力の再生産ができない状態になってしまうということがあると思うんですね。そういう点で、市長が若者のことについて、

交流、出会いが少ないということを言われましたけれども、それも一つだと思っただけですけども、もっと根本の原因は、若者が安定した雇用につけないと。要するに大学を出ても正職員にならずに、フリーターとか非正職員というような生活環境に置かれて、なかなか結婚もできない。そういうことがあると思っただけですね。これを市長にやれということもなかなかできんですから、日本の国の政策としてそういうことをやっていくということも必要だし、午前中の答弁の中で、瑞穂市に企業を誘致したときに、地元の人たちの採用をさせるというような方向での瑞穂市の施策も総合的にやっていかなければならないということで、私は少子化対策で、一つは若者に本当に安定して働く条件をつくらせるということが、一つの大きな、国、企業等も含めた政策だと思っただけですね。

それからもう一つは、今、長時間労働でなかなか家庭での団らんもできないというようなことで、長時間労働をなくして、子供と一緒に家庭で暮らせるような環境をつくるということも必要だと思います。そういう中で、市としてできるのは、要するに子供の乳幼児医療費の無料化の条件の拡大と、さらには子育ての条件を整備するための保育所、学童保育なんかを整備して、安心して女性の方たちが働ける、そういう条件を整備するというのが私は自治体としての責務だと思っておるんです。そういう点で、ぜひ乳幼児医療費の無料化を、市長、効果はないと言われておるんですけども、他の市町村ではこれを少子化対策として打ち出してやっておるところもあるわけですね。そういう点ではぜひ考えていく必要があると思います。

具体的に瑞穂市として、中学校就学前まで年齢を拡大した場合に、予算的にどれだけの額が必要と概算的に見積もられるか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小学校のうちの乳幼児医療費の件ですが、これは単独事業となりますので、財源は100%市の持ち出しということでございます。現在の年齢構造を試算いたしますと約4,700万円ほど、これは現時点でございますので、年度によって1件当たりの受診率とか、受診件数等で金額の増減等がありますが、今時点での積算をしますと4,700万円程度。ただし、このほかに、国民健康保険の特別会計に地方単独事業波及増分として670万円ほどの持ち出しが必要になってくるというふうに試算をしております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 財源的に聞きをすると、瑞穂市の財政からいって、中学校就学前まで拡大するという、6年間拡大するという、私はそう大したお金じゃなくて、やるということをお金の額を聞いて思っただけですが、このぐらいの額のことならば、市長はやられた方がいいんじゃないかと思っただけですが、どんな思いでしょうか。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 私は、こういう対策というのは、狭い一地域だけでやることじゃなくて、広域で考えるべきことだというふうに考えています。現実の問題としまして、羽島郡の町村が非常に突出した小児医療の無料化をやっておりましたですね。その場合に、その小児医療の無料化の間だけ引っ越してきて、それが切れるとよそへ引っ越していっちゃうというような現象というものが明確に出ておるわけですし、それが本当の子育て支援の一つの対策なんだろうかということを考えてみますと、非常に疑問に思います。ですから、逆にこういう施策をとるのであれば、例えば県なら県のレベルで、今の就学前までレベルを上げていく。そしてまた、財政の状況を見ながら、これを1年生までとか、2年生までとか、もっと広域の視点で見ていくべきではないかと思えます。

それで、市で単独で考える場合にはどうかということになれば、今申し上げました広域の視点という中でとらえていく中で、周辺の市町がどのようなレベルに来ておるかということで、そのあたりのバランス、位置づけを考えながら検討していくべきじゃないかと、このように思います。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 広域でこういうものを考えていかなあかんということは、前からの答弁で市長の持論として私は聞いております。こういうことを広域でやるには、一番基礎単位の自治体から住民の皆さんの要望、要求に応じて実施をし、そういう中で、地方から声を上げて、県・国に実施を迫っていく。そういうことが必要だと思うんですね。一番住民の声も届きやすいのはこういう小さい単位の自治体だと思うんです。こういう論議ができるのも、瑞穂市とか、町の議会であるから論議ができるんだと思うんですね。そういう点で、ぜひひとつ取り組んでいく必要があるということを、私は地域からでも取り組んでいく必要があるということを思っておるんです。近隣といいますと、本巣市が、私の要求どおり中学就学前まで拡大することで今議会へ提案しておりますわね。さらには、少子化対策として、新聞報道によりますと第3子から保育料も無料にするというようなことも出しておるんですね。そういう点では、子供を育てやすい条件をつくっていかうという意味があらわれておるわけですよ。瑞穂市はなかなかそういう点があらわれていないと。市長はどう考えておられるんだろうということを市民の皆さんが思われると思うんですね。そういう近隣の状況を含め、ぜひひとつ今後の検討課題としてほしいということを要望いたしまして、この質問は終わりいたします。

2点目に入りたいと思います。

2点目は、住民の健康を守るために保健センターに栄養士の採用、さらに配置をとということで質問したいと思います。

現在、瑞穂市で健康みずほ21計画、さらには瑞穂市老人保健福祉計画等、住民の皆さんの健

康を守るためにどうしていくかという方針の策定にかかっております。私も厚生常任委員会の委員長ということで、充て職でそういう委員会に参加をしておるわけでございます。そういう方針を論議する中で、今、重要な課題として生活習慣病というのがあると。それをなくしていくことが非常に重要な課題だということになっておりまして、それには食生活の改善、さらに、そういう中で肥満の防止ということが言われております。それには、保健センターにぜひ栄養士を配置して、食改善や栄養改善をしていくための指導をしていく、そういう人が必要ではないかという声もその策定委員会の中から上がっております。

現在、瑞穂市の中で、給食センターには2名お見えになりますわね。あと、栄養士というのはお見えになるのかどうか。また、私の要望に基づいて、栄養士の採用、配置を必要と考えてみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの保健センターに栄養士をとということですが、現在、保健センターでやっております事業の概要の関係で、栄養士がどの程度臨時的に採用しているか、事業等を先に述べさせていただきたいと思います。

保健センターで栄養士さんを依頼する事業といたしましては、母子事業で乳幼児検診ですね。月5回やっておるわけですが、その席に1回2ないし3人の栄養士さんを依頼しております。10ヵ月相談も月8回、穂積地区と巢南地区ということでございますので、月8回、1回4人ほどの栄養士さんを臨時的に雇用しておると。1歳6ヵ月検診、これも6回あるわけですが、1回3人ぐらいの栄養士さん、3歳児検診、乳幼児検診等に栄養士さんを臨時的に来ていただきまして、当日の栄養相談、指導等を行っております。また、成人事業では糖尿病の予防教室、これは年4回ほどですが行っております。また、基本検診結果相談についても年10回ほどやっております。そのほかに、はつらつ健康相談があります。いずれも栄養士さんを雇い入れておまして、それぞれ健康教育等の相談を行っていただいております。平成18年度は、生活習慣病の疑いのある方の家庭訪問には保健師と同伴をしていただきまして、食育指導を計画しております。そのほかに、食生活改善委員さんを対象に年10回ほど栄養士を雇い入れて、栄養教室等を行っております。

このような状況でございまして、平成18年度も事業ごとでの雇い入れということで対応していきたいというふうに思っております。継続的に職員が専属的に栄養士が必要なのかということではなしに、事業ごとでの栄養士の雇い入れということを考えております。

なお、学校給食センターの栄養士さん以外に、職員として栄養士の資格を持った職員がおるかということでございますが、児童高齢福祉課の中に保育所の献立を立てておる栄養士が1名おります。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 今の答弁ですと、個々の相談事業に栄養士の方を、要するに1日幾らということで頼んで、相談に乗ってみえるということで、それで対応する仕事量だという判断だということですね、今の答弁は。

意見が出たのは、食生活改善の委員をやってみえる方から強い要望も出て、ぜひということを書いてみえますし、さらにもう一つは、その間の当面の措置としてでも、福祉高齢課に見える栄養士の方、保育園の献立だけで手いっぱいなのか、そういう方たちも含めて、その方たちが栄養士の保健活動の業務につくということが無理なのかどうか、そこら辺の検討はされたことはございますか。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 児童高齢福祉課の栄養士につきましては、保育所の献立の栄養計算等をやっているというところで、そのほかに、母子保健的のことの事務もやっています。それから、市には、瑞穂市の保育所職員の研究会等が年3回ほどありますが、そこに保育所の給食の調理員とか用務員さんの栄養教室とか、それから保育所の方で保護者会等の要請があった場合については、園児等のかかわる栄養相談等の講演、そういうことにも一応出向いてはしております。ただ、保健センターとの絡みで、そちらの行事については今のところ出席ということはありません。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） こういう立派な計画が策定されて、16日の会議では策定委員会としてこれでいこうということで決まったわけですね。その中の最後の60ページには、人材確保と資質の向上というところで、現在保健センターには保健師以外、専門職がないために、今後、食生活問題は大きく関与していくことから、管理栄養士の配置、活用も含めて検討していきますということになって、これはいいことだということで採択をしたものですから、ぜひひとつこの方針を実施して、計画を掲げるだけじゃなくて、実際やっていくには人と人材が必要なものですから、栄養士の問題をぜひひとつ、きょうの会議の中でよしということならないかもしれませんが、私は引き続きこの問題は、健康を守るという点で重要な課題だと思いますので、検討してほしいと思います。

さらにもう一つ、これに関連して、介護保険制度が変わりまして、介護包括支援センターというのをつくるということになりまして、もとす広域連合が瑞穂市の介護包括支援センターというのを瑞穂市の社協へ委託をするという制度になってきまして、その包括支援センターには介護士と、それからケアマネジャーと保健師の3人が必要だということになっておるんですが、そういう点での社会福祉協議会の人的配置に対して、瑞穂市として支援をしていくということ

はどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 広域連合の委託を受けて、地域包括支援センター、瑞穂市の場合は社会福祉協議会に委託するということになっておりますので、先ほど言われました3業務の關係の資格の問題等の關係がございますが、その人的なものについて、保健師、または看護師が要るということでございますので、その辺についてはサポートしていくというようなことになっております。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 社協で聞くと、保健師は市から1名出向して、ぜひやってほしいということで今お願いをしておると。聞いてもらえるだろうというようなお話をちょっとお伺いしたんですけども、こういう計画も実施をしていく。それも受けていく。そうすると、保健師の方たちも大変なわけですし、さらにいろんな分担のある栄養士というのはどうしても必要になってくるんじゃないかということを余計感じるわけです。さらに、この方針の中でいきますと、歯の検診なんかをやるために歯科衛生士も必要じゃないかというようなことまで指摘して書いてあるんですね。今後、住民の健康を守っていくためにはそういう体制を強化するということで、さらに当面は栄養士の配置が必要だという方向で、ぜひひとつ検討をしていただきたいと思います。

次、3点目に行きます。

3点目は、ワイティ建設の用地買収に対する職員の関与について、これまで私は3回にわたって質問をしてきました。きょうは3月議会で、年度の締め議会であります。そういう点では、調査し、報告をして、決着をつける、そういう時期ではないかと思っております。今までの答弁を整理してみますと、市の職員2名が関与していたことは調査して判明したと。しかし、ワイティ建設に対して平成17年2月28日に県が告発をし、警察の預かるところになって、警察署において調査中であると。資料を全部警察に出してしまったのでわからんというような答弁が今までございました。市の職員の処分については、警察の処分いかんによって考えるというような答弁でございました。そういう段階で、3月議会が来たんですが、調査の報告、さらに決着はどうつけるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） ワイティ建設の用地買収に市の職員が関与したと指摘された件につきまして、基本的にはワイティ建設に関する問題の一部としてとらえておるところでございます。したがって、本市だけでは性急に判断できないと考えております。県など、関係機関の動向も注視する必要があると考えておいて、現在に至っているわけでございます。

そこで、ワイティ建設の問題につきましては、県におかれましては昨年告発がなされ、検察の段階でも調査、捜査が現在続いている状況でございます。そして、廃棄物の処理については、引き続き県の指導が続いております。こうしたことから、市職員が関係したと指摘された件につきましては、関係職員に口頭での厳重注意を行ってまいったところでございます。なお、この件につきましては、新たな事実が出てきました場合や、今後の関係機関の動向によっては、改めて検討をいたす所存でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 現在の段階では、職員に対しては厳重注意ということで、あとは捜査、裁判の行方によって判断をすると、そういうことですね。

それで、今、どの段階まで行っておるんでしょうか。要するに検察庁が調べて、起訴するというんですか、裁判にかけるという状況になっておるのか、まだ調査中なのか、その辺の到達状況はどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 青木公室長。

市長公室長（青木輝夫君） 詳しい状況のところまではなかなか今のところ警察も出しておりませんが、一応検察の方の段階で捜査、それから調査が進められているということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） それでは、現在、本田地内の産業廃棄物が集積されていた土地は、ワイティ建設から第三者へ競売で売られたということで、ごみ持ちで買われたということで、その買われた方が今処理をやってみえるわけですね。分別し、産業廃棄物の処理をやってみえるんですが、この処理を見ておるんですが、なかなか進まんのんですが、県の指導は、いつまでに処分せよということで期限を切った指導をしておるのかどうか。それから、瑞穂市としては、県にどのような要望をしておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 本田地域の産業廃棄物の量の関係でございますが、これは平成17年3月から撤去作業が再開されておまして、現在、振動ふるい機で選別しながら、2月15日時点で約3,400立米が撤去されました。いつまでに処分できるのかということでございますが、今、県におきましては、原因者に対しまして継続的に指導をしているということで、早い時期の撤去を求めていくということで、県の振興局の環境課より聞いておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいというふうに思います。最初の告発は期限を切ったということでしたけど、なかなかやれなかったということで告発されておりますので、今、県も早くということで指導

しているという状況でございます。私の方も、県とあわせて、常に現場の立ち会いとか何かは県の振興局とあわせまして、うちの職員も立ち会って一緒に同行しておるということでございます。

〔11番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 小寺 徹君。

11番（小寺 徹君） 県の方では、8,000立米が集積されておって、これは産廃の法律に違反をするということで指導をし、指導を聞かなかったのが告発というところまで行ったわけですが、徐々ということで、3,400平米が今出て、半分にまだ行っていない状況ですが、ぜひひとつこれは早く処分をして、いい環境になるようにぜひ努力をしてほしいと思います。以上で質問を終わります。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により、ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時16分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 6番 松野藤四郎でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

通告してあります二つの質問についてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、柿の問題でございますが、さきに質問したときに、いろいろと先日の瑞穂市の行政という、市民も一言言いたいというこれが出ておるわけですが、パート4で。議会じゃなく、夏期講座というようなことで印刷をされておりますので、簡潔にいきいたいというふうに思っております。

柿産地構造改革支援基金制度、これは将来の富有柿生産を担うため、生産規模の拡大や生産組織の育成、あるいは後継者の育成、また消費者に選ばれる柿づくりのため、老木園の改植や新植を計画的に進め、柿産地の若返りを図り、安全・安心で高品質の柿づくりのため、性フェロモン剤利用等により化学農薬の使用量を減らすことを目的としております。また、市場展開としては、有利販売のため共販率を高め、市場価格の決定の主導権といったものを握ると、いろいろな計画を達成するための最低限保障をするものでございます。

当瑞穂市においてもこの制度を取り入れていただいております。平成17年度から3カ年の期間ではありますが、この期間内において、柿生産者、すなわち柿振興会は今後の柿生産計画を立案し、実行していかなければならないというふうに思います。この岐阜富有柿をブランドとして全国展開するとともに、生産者においては担い手不足と諸問題、あるいは諸課題を解決し

ていかなければ、発祥の地は確実に衰退していくというふうに考えられます。

以降の質問については一般席の方で行います。よろしく申し上げます。

平成17年度は、6月の梅雨時期とか、あるいは台風等による自然災害、17年度は全国的に見て少なかったということで、被害が少ないということで、豊作であったということはおわかりだと思えます。したがって、価格についても、近年になく安価であったということでございます。

このような状況等を踏まえ、支援金制度等が設立をされており、県が2分の1、あるいは市が4分の1、また生産者が4分の1を出資されております。したがって、この瑞穂市としては287万円程度が計上されておるわけでございます。また、生産者においても330名近くの方がお見えですし、柿の栽培面積についても87ヘクタール近くがあるというふうに思っています。したがって、1人当たり単純計算をしますと、1万円弱のお金を拠出されておるといのが現状ではないだろうかというふうに思っております。

そこで、お伺いしたいのは、市の交付金が287万円あるわけですが、その算出根拠ですね。これは出荷数量、Lサイズ以上でございますが、どれぐらいの数量に対して287万円になっているのか、あるいは最低の保証基準額と申しますか、そういったものがどのくらい設定してあるのか、また交付金、市から287万円ですが、これで17年度は十分対応ができたかということをお尋ねしたいと思います。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 構造改革に対する市の補助金、造成資金でございますが、過去9年間のL以上の出荷の平均価格、これは平成7年から平成15年の間で最低と最高を除いた価格でございます。その平均価格に対して保証基準額を設定されておりまして、その設定基準額は90%でございます。最低は設定の平均価格の55%ということで、その保証基準額と最低基準額の差額について、8割を造成基金として、県が2分の1、市町村が4分の1、生産者の方が4分の1ということで、17年度につきましては450トンということで差額の15.99ということで、その4割を造成金として287万9,000円を積み立てしております。

ことしでございますけれども、御質問のあったように市場価格が非常に安くございまして、実際振興会の方へは基金全額の1,151万4,600円が来るということを確認しております。その根拠につきましては、先ほど言いました保証基準額に対する11月の前期、中期、後期ということで、前期の方は保証基準額に対する平均販売価格が218円で上回っておりまして、差額は無いわけですが、中旬につきましては192円ということで保証基準額を13円下回っておりまして、その価格の8割が保障ということで、その数字を掛けますと10.78円ということで、162万の補給を交付するということですね。下旬の方につきましては出荷が最盛でございまして、トン数が256トン強ということで、このときの平均販売価格がキロ139円76銭、差額が52.59とい

うことで、出荷トン数を掛けますと 1,346万 6,000円ということで、価格差に対する交付金は 1,508万 9,000円であります。ここで積み立てした40%の金額が 1,151万 4,000円ということで、今年度につきましては全額が柿振興会の方へ行くと聞いております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 詳しく説明をいただきまして、ありがとうございます。

この保証基準額はどれくらいになるんですか。わかれば教えてほしいです。

都市整備部長（水野年彦君） 205円です。

6 番（松野藤四郎君） それで、対象の柿 L サイズ 450トンというお話で、それに対する 287万円ですが、柿の生産については、やっぱり11月、12月とあるんですが、全体を対象とするのではなく、ある月を対象にしているのかということですが、そこら辺はどうでしょうか。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 振興会の方からの出荷の予定を基準としまして、17年度は 450トンということで、その数量が約 434トンくらい出たということで聞いております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） はい、わかりました。

じゃあ次、この交付金といいますか、差額に対する交付金ですが、トータル的にいいますと、振興会へ 1,100何万とか、1,200万近く入っていくわけですが、このお金については、目的にもありますように生産者には個人的に直接来ませんで、振興会に入るわけでございますが、今後のお金の使い方ですね。富有柿産地づくりの今後の計画、こういうものに使用されるというふうに思っておりますが、行政として、この振興会との連絡は密にさせていただいておと思いますが、指導なり助言をしていただくことが振興会の発展に寄与するというふうに思うわけですが、市としてはどのようなお考えであるかということをお尋ねしたいと思えます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 振興会から県の方へ産地づくり計画というものが提出されまして、県がそれを承認いたしております。そういう中で、生産対策、あるいはその中にはやはり L 以上の生産拡大、具体的には摘蕾摘果、間伐等ということで考えておりまして、趣旨につきましても、先ほど御説明がありました性フェロモン剤の利用促進ということでクリーン農業の推進を図る云々で書いてきております。あと、市場展開につきましても、やはり市内小・中学校への産地柿の提供とか、産地の P R をするとか、いろんな項目につきましても、産地計画づくりを出されて、承認を県の方でしております。そういうもとに、市としましても、やはりこれから消費の拡大、あるいは生産につきましても、県の普及センター等とも見守りながら指導して

いきたいということを考えております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 御説明ですと、柿振興会と一緒にやっていくということでございます。本当にありがたいというふうに思っております。

次は、選果場の統廃合の問題が多分あるというふうに思っておりますが、岐阜県としては10カ所の選果場があるわけですが、これを八つに再編したいという考えがあるそうでございます。旧本巣郡内の選果場が一つ対象になっているということを聞いております。再編する目的としては、やはり共販率の向上と市場競争、こういったものを高めるのが目的であるというふうで、19年度に整備できるように計画がされているというふうに伺っております。統廃合して、旧の本巣郡に一つ選果場が設置をされるということになりますと、選果場は新規に用地を取得するのですか。あるいは現在の、例えば糸貫の選果場、こういったものを検討されているのか。それに付随します選果方式は、現在カメラ方式といたしますが、そういった形状の選果で行っておりますが、今後について、例えば糖度を重視したようなセンサー付きの選果機を導入していくのか。それから輸送関係ですね。瑞穂市以外で選果場が設置されたとき、出荷方法といたしますか、出荷場までの輸送手段、こういったものについて状況等がわかれば、市としてのお考えをお聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 水野都市整備部長。

都市整備部長（水野年彦君） 選果場の統廃合につきましては、お話はございますけれども、現在各振興会で御協議中ということで、まだ結論は出ておりませんということですが、私には具体的にはきちとした話はまだないですね。予定はあるらしいんですけども。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 今は協議中だということですので、話が煮詰まり次第、柿振興会さん、旧の本巣郡の柿振興会ですね、一緒に知恵を出しながら、ひとつお願いしたいというふうに思っております。

柿の最後になるんですが、柿というのは非常に栄養があるということを言われております。栄養のある富有柿の消費の拡大について、行政側の今後の取り組みについてお尋ねしたいということですが、国を含めて、県もですが、やっぱり1日果物を200グラム食べましょうというようなお話がございます。学校給食等へも取り入れていただいておりますというふうに思っておりますが、あわせて、小学校等の総合学習の時間、あるいは幼稚園等の園児を対象に選果場の見学というような、瑞穂市の柿生産地の理解を図るのも一つの消費の拡大だというふうに思っておりますが、お考えがあればお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） まず、給食等への柿ということでございますが、現在も柿は年間の中で何回かそういった位置づけをしておるはずでございます。

それから、選果場等の見学ということでございますが、おっしゃるように確かに総合的な学習がございますが、各学校はそれぞれに総合的な学習について独自のカリキュラムを組み立てております。今、自分の学校がこういった題材で、こういった内容でといったことで組み立てておりますので、来てくださいよ。はい、わかりましたという姿にはなかなかならない。そういった御要望というのは、実はほかからも幾つかございます。そういったことについては、校長会等でこういった御要望もありますよということは伝えるようにしております。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6 番（松野藤四郎君） 一つの前向きの御答弁いただきまして、ありがとうございます。柿については以上で終わらせていただきます。

次は 2 番目の項目でございますが、就学前の教育、あるいは保育を一体としてとらえた一貫した総合施設、こういった計画について質問をしたいというふうに思っています。

瑞穂市も、先ほどの国勢調査によりますと人口 5 万 8 名というふうで、他の市と比較したときには人口増であったということです。ということは、我がまちは将来希望の持てる市であると言っても過言ではないというふうに思っております。

先般、新市の総合計画が示されております。将来ビジョンとして、市民参加、あるいは協働のまちづくり、こういうように位置づけられて、なおかつ市民と行政が一体となったまちづくりを目指しますと掲げられております。とてもすばらしい将来ビジョンではないでしょうか。今後、この計画に基づいて確実に実行していただければいいかなあというふうに考えております。

そこで、先ほど来から少子化の問題があるんですが、残念なことに全国的に見ても少子化ということでございます。いろいろな施策等を実施する中、なかなか歯どめがかかっていないというのが実情ではないでしょうか。したがって、国においては、平成 17 年の 4 月からスタートしました地方公共団体及び企業が一体となって次世代育成支援計画を着実に実行していかなければならないというふうに考えております。どの地域でも、国民、あるいは市民一人ひとりが子育てしやすい環境に変わったと実感できるようにしていく必要性が求められております。そのために、経済的支援として、児童手当は現行 9 歳、小学校 3 年生まで。これが 12 歳、小学校卒業するまで、あるいは出産育児一時金等の拡大。また、企業においては、300 名以上の規模の事業所等でございますが、育児休暇の取得、あるいは短時間勤務制度、こういったものを取り入れていただければ、5 年間の特別手厚い助成制度があるということでございます。これは

一部の企業だけというふうになってしまうんですが、全国的には中小企業というのが8割、9割を占めるわけです。この制度を拡大していかなければならないというふうに考えられます。このため、この子育て支援事業について、次世代育成支援対策交付金、これをソフトと仮定しますと、こういったものの充実を図るとともに、地域の実情に応じた保育所等の整備計画の実現に向けて、次世代育成支援対策整備交付金、これはハードの面ですが、こういったものの充実を図らなければならないというふうに考えております。

また、待機児童の解消もあるわけですが、そういった解消に向けた保育所の受け入れ体制、あるいは児童数の拡大に伴う民間保育所等の整備が必要であるというふうに考えられます。また、通勤の遠距離化、こういったものもあり、保護者の多様なニーズがありますので、それに応じた解消時間、こういったものを超えて実施する、例えば延長保育、あるいは専業主婦等のための緊急、または一時的な保育を行う一時保育、あるいは休日保育制度等があります。当瑞穂市においては2園において、牛牧の第2と巣南ですか、それから、今後計画をしたいということで別府保育所も取り入れていただくということになっておりますが、今後、他の園でも積極的に取り入れていかなければならないというふうに思っておりますが、これについてお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 子育て環境ということでございますが、現在、私の方の公立の保育所は9保育所ありまして、その中で延長保育実施は6カ所が既にやっております。それから、早朝保育につきましても、9保育所の中で4カ所それぞれ実施しております。さらに、未満児保育ということで、10ヵ月から保育するわけでございますが、それにつきましても6カ所が現在実施しております。さらに、この4月1日から社会福祉法人の清流みずほ保育所が未満児保育の定員60名ということでスタートしていただいておりますが、既に概算で三十七、八名の方の応募があります。その中で広域入所が5名ということで、早朝、延長、一時保育も市内には2カ所、牛牧と南保育教育センターで一時保育2カ所、さらに清流みずほ保育園でも4月から一時保育をしていただくということで、他の市町村よりも環境整備に現在努めていると思っておりますので、よろしくお願いします。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） はい、ありがとうございます。

次は、やはり乳幼児時期から子供に対する人間力を向上させるためには、まず保護者の方が幼稚園での教育活動の場に参加するということが大切ではないでしょうか。親の子育てに対する認識、そして理解を高め、子育ての喜びを実感する事業をそういった園で積極的に取り入れていかなければならないというふうに考えられます。事例として、悪い事例ですが、子供に朝、

朝食を与えないで保育所へ送っていくという保護者がおるわけです。したがって、所の方がお握り等を与えたという話を聞いております。本当に私としては考えられないことでございます。

また、逆に今度はいい例でいきますと、自分のおる穂積保育所のことを言っておってはあかんですが、周辺の自治会の高齢者、こういった方が園児と一緒に交流をしておると。いろんな創作活動をしたり、お正月前になるともちをついたり、畑へ行ってサツマイモ掘りなどということをしております。まず、保護者の方がきちんと子育てについて理解を深めていかなければならないというふうに思っていますので、親が参加できる事業ですね、そういったものを幼稚園等で積極的に入れていただくといいかなと思っておりますがお考えがあれば、お伺いしたいと思っております。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今おっしゃいますように、子供を持つ親の子育てにかかわってのさまざまな勉強といえますか、教育委員会サイドの立場から言いますと、家庭教育学級という事業を設定しております。これは従来は保育所も入っております。幼稚園、それから小学校、中学校。これには、例えば講師を呼ぶ経費等も教育委員会の方で持ちまして実施をしております。これにかかわりましては、来年度はそれに加えて、もう既に今年度、試行的に市民部の方とも連携をしてやったことですが、妊娠期から、本当にまだ乳児の方を対象とした事業も来年度計画をしております。もちろん各それぞれの単位で大体7回から10回くらいの会ということになりますが、一応妊娠期から中学校卒業まで、各学校、園等でそういった設定ができるという仕組みは大体整ってきたというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） 早く終わりたいんで、後は個別にお伺いしてお話を聞きたいと思っております。

最後になりますが、就学前の子供に関する教育、保育、並びに子育て支援事業の総合的な提供を行う幼稚園、あるいは保育所などの認定制度を設ける時期であるというふうに思われます。方法としては、いろいろあるかと思いますが、市としては、今後どのような形で、保育サービス等を行われるのか。先ほどの篠田議員さんの質問の中にもありましたんですが、少し詳しくお考えを伺いたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（土屋勝義君） 松尾市民部長。

市民部長（松尾治幸君） 松野議員さんの、就学前の総合施設の取り組みということでございます。総合施設につきましては、平成17年の12月に中間まとめが示された段階でございまして、総合施設とはということで、就学前の子供に関する教育及び保育、並びに子育て支援事業を総合的に提供する機能を備えた幼稚園、保育所等の施設について、都道府県が認定した施設とい

うことになっております。現在、詳細な内容が詰められておるところでございますが、ことしの10月より認定子供園という名称で認定が始まる予定でございます。これはモデル的に始まるということでございます。認定子供園は、教育及び保育を一体的に提供でき、地域における子育て支援のできる機能を備えた幼稚園、保育所を認定するものということになっております。現在、3歳から就学前の子供さんを教育する幼稚園が認定子供園の認定を受けると、ゼロ歳から就学前の子供や保育に欠ける子供を受け入れることができる。現在の保育所が認定子供園の認定を受け、保育に欠ける子も欠けない子も受け入れ、教育的要素を取り入れることができるようになるのが認定子供園でございます。認定子供園の私立施設の場合、これにつきましては、財源等の措置については、3歳未満児については保育所の運営費負担金、いわゆる国の負担金を充てる制度になることや、認定子供園は施設が利用料を設定し、市町村に届けてやれるということになってきます。現在、3歳になったときから受け入れている私立幼稚園が、保育所制度を使ってゼロ歳から5歳までの就学前の一貫した教育、保育を行うといったような認定子供園がふえるのではないのかなあと予想しております。

こうした中で、本市といたしましては、保育所における5歳児の受け入れや、幼稚園の3年保育のその辺のことがどうだとか、いろんなことで、当分の間は保育所において教育的要素を取り入れながら、総合施設の目指す就学前の教育及び保育、また子育て支援事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 松野藤四郎君。

6番（松野藤四郎君） この制度を取り入れていただきますと、保育所、あるいは幼稚園等の施設の増設、あるいは整備がやっぱり伴うというふうになると思います。例えば幼稚園ですと、預かる時間が4時間が8時間というふうになっていくわけですね。また、共働き家庭等の子供が入所対象となっている保育所を専業主婦の家庭にも開放されるとだれでも利用可能となるため、施設の拡充や整備が伴います。先ほど保育所の関係は、国は保育所運営費負担金を充てますよと。幼稚園については就園奨励費補助金ですね。こういったものが一応国の方で確保されておりますので、当瑞穂市においてもこういった制度を積極的に取り入れていただくことを切に期待し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（土屋勝義君） 次に、1番 安藤由庸君の発言を許します。

安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

通告いたしました質問は2点、生津ふれあい広場の今後の活用についてということと、それから当市の文化遺産の発掘・保護、伝統技術の継承等に関する施策についてということでございます。

一括して質問いたしますので、教育長におかれましては、一括して御答弁をいただきたいというふうに求めます。

まず第1点の生津ふれあい広場の今後の活用についてということでありまして、今年の2月にふれあい広場の南側の駐車場の整備が完全に終わって、教育委員会の方でも施行の確認が行われたということでもあります。その工事も絡んでだと思っておりますが、一部の方から、あのグラウンドは一体これからどうするんだと。まだ、あの後、何かやるんですかと、そんなような質問が出ているような状態なんです。そんな質問が出るということは、その広場自体がまだまだ十分目的を持った、またはその目的にかなった活用がされていないのではないかという証拠ではないかというふうに思うわけでありまして。また、現実、私も南側の道路、それから北側の道路を通りますけれども、どうも頻繁に使われている形跡は見受けられないというようなこともありますので、それをもって利用頻度が低いと勝手に解釈するのはいかがかということもあろうかと思っておりますけれども、どうもそんな印象がありますので、今後の活用について、どのようなお考えがあるかということをお願いということでもあります。

また、午前中の質問の中で、名古屋紡績さんが撤退をするというお話がありました。そのグラウンドを今使って、いろいろなスポーツ活動もされているということでもありますので、今後、それにかわる場所としての使い道も出てくるのかなという気がするところでもありますので、ひとつお答えをいただきたいというところでもあります。

それからもう1点の、当市の文化遺産の発掘・保護、伝統技術の継承等に関する施策についてということでお伺いをしたいところでもあります。

ここに持ってまいりました瑞穂市イラストマップ、こういうものがあります。ほとんどの方がごらんになっていると思います。これの大きいものが穂積駅前に掲げてあります。本物と言ってもいいのかもしれませんが。これは瑞穂市のウェブサイト、いわゆるホームページでもって配信されているものを打ち出したものであります。

これと、もう一つ、これは最近になってでき上がったものだと思いますが、瑞穂市散策路ということで、つくったところは産業経済課と生涯学習課の合作ということのようですが、こういう一枚物のものが市役所の入り口のところに置かれております。

これを見ますと、私も知らなかったんですが、全部で文化財というものについては63もあるということだそうでございます。ここに書いてあるもの以外にも、このまちの中にまだまだ知られていないような文化財をお持ちの方がおいでかもしれませんし、今後、増改築等でそういったものが出てくるかもしれません。そういったときに、教育委員会としてはどんな対応をされていくつもりなのか。それからまた、穂積地区においては、いわゆる柳ごおりの生産というものがありますが、現在、これをされているのはお一方だけと。これも随分と歴史のあるものでありまして、この方が他界をされますと、その技術そのものも消えてしまうという状況にあ

るわけです。ですから、そういった技術を今後いかにして保存していく考えがあるのかという点、以上四つについてお答えをいただきたいというふうに思います。以上、お願いいたします。議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 2点の質問でございますけど、それぞれ一括して尋ねていただきましたので、全体像に触れながら話ができるということで、大変ありがたく思っております。

まず1点目の生津ふれあい広場にかかわることでございます。16年度のこの議会においても、生津ふれあい広場の活用について御質問をいただいたところでございます。実を申しますと、平成16年度使用実績が最終的にどんなものであったかと。平成16年度は40件、4,306人の使用ということでございました。ここにかかわりまして、いかにもせっかくの広場の使用が少ないということで、昨年度末から今年度にかけて、特にゲートボールとか、グラウンドゴルフとか、各種の軽スポーツ、そういったところにも声をかけてまいりました。そして、平成17年度、今年度、本日までの使用状況でございますが、昨年度40件であったものが199件、使用人数4,306人が8,195人というふうで、昨年度に比べれば今年度は拡大してきておると。ただ、この件数を見ましても、決して本当によく使われているという状況ではございません。実はこれも、生涯学習課、教育委員会の大きな懸案事項にしております、実は今年度、もう幾つかの来年度へ向けての使用拡大をする方策を考えてきておるところでございます。まず御質問にありました、なぜ利用頻度が低いのかということでございますが、大きくは、現在、教育委員会の方でも、あそこの使用について、さまざまな使用制限といいますか、そういったものをかけているということが一つございます。といたしますのは、周りへの配慮ということもあって、例えば球技の試合等は禁止をしております。それから、今まであそこは、体育協会の倉庫を昨年度つくっていただきましたけれど、その倉庫以外、全くさまざまな道具を収納する場所がなかったということで、どうしても設備、あるいは備品の不足というものがあつたと。おかげをもちまして議会で承認をしていただいて、あの南側に駐車場と、それから倉庫兼事務室を設置することができました。それに伴いまして、まず使用拡大の一つの方途として、あそこで使える備品といいますか、そういったものをできるだけ整備しようということで、今年度予算の中で、少年野球用の移動式のバックネット、それから少年サッカー用のゴール、いわゆるフットサル、もう一回り小さいサッカーのゴール、それからテント、リアカー、いす、ベンチ、そういったものの購入を実はして、今、倉庫の中に入れることができました。来年度にかかりましても、こういった備品をまだ補充していきたいというふうに考えております。それがまず1点。

それからもう1点は、やはり今までかけていた使用制限をできる限り緩和していこうという方向でございます。一番の基本になるのは、今までは試合を禁止しておりました。現地を何度か生涯学習課の方も見て、どういう姿であつたら、試合をしても近隣に迷惑をかけることがないかということで、一応少年野球、それから少年サッカー、サッカーにつきましては成人のサ

サッカーも、コート設置の仕方によって十分試合もできるというめどが立ちましたので、来年度はそういった方向で実は使用制限をぐっと緩和していこうというふうを考えて、既に施設使用の説明会でもその旨で話をしたところでございます。例えば、今は少年野球用の移動式のバックネットを、北東隅をホームベース、それから北西隅にバックネットを置いて、ホームベース、ここだったら、絶対に近隣にまで迷惑のかかることはない、少年野球だったら。そういったところはもう試合も可ですよ。多分これで相当使用が拡大するのではないかと思います。それから、フットサルですと、実は6コート、あそこの中に設置できます。ただ、南側で使うとひょっとすると影響がありますので、北側3コートなら確実に絶対影響なしで使えると。だから、そういった形のものだったら、当然試合もいいよと。それから、少年サッカーも成人のサッカーも、実は大きいゴールもあそこに用意してございます。東西をゴールにして、できる限り北側へコートをつくれれば、非常に大きゅうございますので、大体成人用のエンドラインというのは大体50メートルか55メートルぐらいです。そうしますと、北側へ寄せて1コートだけになりますけど、それだったら成人でも高校生でも中学生でも公式の試合をしていただけますよと。そんな拡大の方向を今考えておるところでございます。ちょうど駐車場も実は88台分できました。2月25日には県のグラウンドゴルフ大会ということで800人集まられて、大々的にあそこで試合をしてくださいました。北の駐車場も南の駐車場もいっぱい。そういった形で、これからは県の大会とか、あるいは瑞穂市の体育協会の大会、既にもうやっておっていただく側面がございまして。あるいはスポーツ少年団の大会みたいなものも今やっておっていただきますけど、そういったものをできる限り位置づけていく方向で、この使用拡大を図っていきたいと考えております。

2点目の、今度は文化遺産、文化財にかかわってのことでございます。多分瑞穂市になってから、文化財にかかわる御質問は今回が初めてであろうということでございますので、ちょっと概要だけ説明を申し上げます。

安藤議員さんから既に紹介をしていただいたところでございますが、本市における文化財の指定というものは、県の文化財指定が4件ございます。そして、市の文化財指定が59件、ですから、議員さんおっしゃってくださったように、合わせると63件の文化財指定がなされております。市の指定の内訳を申し上げますと、有形文化財、これは美術工芸品とか建造物でございますが、26件。それから無形文化財が2件、それから記念物が30件、それから民俗文化財が1件、今、4項目で申し上げます。有形文化財、無形文化財、記念物、民俗文化財、これがうちの条例で規定している一番大きな分け方でございます。59件が指定になっております。

それで、この文化財の保護につきましては、私も非常に関心の強い内容でございます。これにつきましては、合併のときに旧2町の指定をそのまま市の指定というふうにしてございまして、ずうっと見ましたら、指定の番号等が旧の指定のままになっておりました。ということで、先

般の市の文化財保護審議会におきまして、そういった形で旧の指定の仕方になっておりますのでということで審議会にもかけまして、59の文化財、今度は市の文化財として指定番号の振り直しを全部いたしました。それで、これから新たな指定番号を各所有者に通知をする段取りになっておるわけでございますが、その折に、文化財の現況がどうなっているか、本当にその場所にあるのか、破損等がないのかということも一緒に調べて、実は文化財台帳も旧来のままの寄せ集めでございますので、きちっとした条例に基づく文化財台帳の整備をこの1年間かけてやろうというふうで、現在、指定のし直しから始まって、これから動き出すところでございます。

今度は、新しい文化財の指定ということにかかわって、これも私ども、大変必要なことだというふうに思っております。実は今年度になりまして、2件ほどこれが文化財指定にならないだろうかといった御意見を寄せていただきました。先般の文化財保護審議会でも、この2物件につきまして一応検討の対象とするということで、この会議に出し、実際に見学をさせていただいたわけでございます。これにつきましては、文化財にするのかせんのかということが非常に大きな問題になります。当市におきましては文化財指定のための基準というものが実はないんです。他市を調べますと、基準を持っている市もございます。そういった点で、やはり市として、教育委員会として指定の基準をきちっと持たないかなということ、現在、他市からの資料も取り寄せて、基準の策定をしようというふうを考えているということと、実は先ほどの2件につきましても、なかなか私どもや文化財審議会の方々でも判断がつかねる側面がございます。そういった点では、やはり専門家に調査を依頼するということが当然必要になってくるわけでございます。それで、来年度の予算の中にそういった調査費を去年よりも増額して盛り込むという案を市長部局の方で認めていただいて、今そういった案になっております。そういったものを活用しながら、さまざまな情報を収集して、その指定が本当にいいのか悪いのかといった調査、判断をしていける素地をつくっていきたいというふうに思っております。

それから、実は今年度もいろんな情報がございまして、ひょっとすると現在瑞穂市にあって、それが売りに出されたりというふうな形でこの市から散逸してしまいそうな、ひょっとするといいものがあるのではないかと、そんな情報もいただきました。これも市長査定の中で、今回の予算案の中に、いざとなったときにそういったものを何がしか購入するための資金として一応用意するといった予算も実は今回盛り込みをお願いしているところでございます。

一応これは主に有形文化財関係の話でございますが、無形文化財というものも非常に重要だというふうに思っております。現在、無形文化財は、お蚕まつりと、それから宮田雅楽が無形文化財で指定されております。議員御指摘のように、小簾紅園、あそこは和宮関係ですね。和宮保存にかかわることについては指定はしてございませんが、市の方からも助成金といいますか、補助金といいますか、そういったものを現在も出してあります。ですから、これについて

も当然検討の対象になるだろうと思っております。それからもう1点、美江寺の宿場祭り、美江寺のお蚕まつりは無形文化財に指定されておりますが、宿場祭りの方にも教育委員会として助成をしております。こういったものもやはり対象になっていくだろうというふうに思っております。

それから、柳ごおりの話も通告書の中にあるわけですが、実はこれにつきましては、私たちも早急に何らかの形で残していく必要があるということで、今年度予算の中にそれについてのビデオ収録を何とか次年度行いたいと。ただ、この収録をきちっとしていくためには多分相当のお金も必要だろうと思っておりますが、まずは次年度、ビデオで収録をして、その歩み出しを始めようということで、これも予算をお願いしているところでございます。一応無形文化財についてもそんな動きをしているということでございます。

それから、これは有形になるわけですが、牛牧閘門にかかわりましては、五六川の河川敷の中ということで管理が岐阜県ということになっております。そして、現在も、いわゆる治水上使われているといった2点から、文化的な価値は高いものというふうに私たちは考えております。ところが、指定にかかわりましてはやはりなかなか難しい問題がございます。今から10年ほど前にも、やはりそういった御要望があって、県とも折衝したという経緯がございますが、現在もうちの課長以下、担当者が県の方へ二、三回足を運んで、この指定についてはどんなものだという調査をしておりますので、引き続きその努力はしていきたいというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上が大体大要でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） ありがとうございます。教育長の来年度に向けての意気込みを存分に語っていただいたというふうに思うところであります。

最初の生津ふれあい広場の件につきまして、なるほど1年間で199件、利用者数が8,195人ですが、随分とあるなあというふうに感じたところであります。それでも、利用者数が少ないように思えたのは、たまたま私の通る時間が使っていない時間帯だったのかなというふうな感じもしないわけではないんですけども、しかしながら、それでも教育委員会としては低いというふうに認識をされているというような御答弁でありまして、今後その利用を図るために、いろんな制限を緩和していこうということでありました。

今、その中で、少年野球、これを北東側、それから北西側へホームベースを設置すれば、近隣の住宅には影響が出ないだろうということではあったんですけども、これは気分的な問題かもしれませんが、南側にありますアパートだとか、戸建て住宅、東側は御存じのように川が流れています。そういったところにネットを張る等しまして、これは本当に気分的なものにな

るんだろうと思いますが、ボールが外に出ないようにすることというのは、今後の整備、また利用促進を考えていく上で、計画をされるつもりがあるのか、それとも、今現在、計画をされているのか、お伺いをいたします。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 利用拡大をしていくためには、例えば南側なんかにはちょっと高いネットをつくればということもやっぱり検討の一つの課題でございますが、あそこの土地そのものが遊水池という役割を持っている。ですから、常設的に何かを設置するということには課題があるというふうに認識をしております。そういった点では、大きな支柱を立ててとかということは事実上ちょっと不可能だろうと思います。そういった状況下の中で、いかに利用をうまく拡大していくかと。それが私たち教育委員会の使命であると、そんなとらえ方をしております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） あんまり遊水池とネットとは直接関係がないような感じもするんですが、ひとつそういったことも考えていただきたいなということでもあります。

あと、備品の整備等、これからもずうっと進めていくということでしたね。これはいいです。

次の文化財の件なんですけれども、先ほどの答弁の中に、これまできちんと調査をされてこなかった。それから、基準がなかったというようなお話がありまして、調査費用を入れる、それから購入費も考えるということであったわけなんですけれども、費用の面ですね、これはそれぞれ別に今回の予算書の中に書かれているものでありましょか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 今まで調査をしてこなかったという意味合いではございません。一応それぞれの時期時期に報告なんかもいただいておりますので、ただ、私が申し上げましたのは、調査費というのは、新たに指定をしていこうと。その品物が文化的に価値があるかどうかを専門家に評価してもらうためには、何がしかの金が要るだろうということで、たしか昨年度は5万円の予算だったところをほぼ倍額ぐらいでお願いができたというふうに記憶をしております。

それから今度は、言ってみれば、もしいいものが出た場合ということ、これにつきましては、いろいろ項目を調べましたら、備品費というところでしたかね、その項目立ての中でやれるということで、そこに何がしかのお金を新たに計上させていただいたという形になっております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 調査費の方が5万から10万、これが高いか安いかというのはちょっと判断しかねますから、一応倍額になったという率だけ確認させていただきます。

あと、購入の方は備品費という形で予算書の方に出ているということですので、これはこちらの方で調べますが、散逸のおそれがあるというもの、これは、例えば当市であれば別府細工なんかはそれに当たるのかなということですが、別府細工については、文化財の一覧を見ましても載っていませんでしたね。これは今、市の方で所有しているものというのがありますか。議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 現在、文化財として市が指定しているものがございまして、これは個人の所有物でございます。市には、残念ながら一点も所蔵しているものがございません。調べてみますと、岐阜市とか大垣市は別府細工というものを購入し、所蔵しているという情報を得ております。また、情報によりますと、ある骨とう屋に別府細工が売りに出ていると。そういったことで、私たち、即買い求めに行くかどうかということはなかなか検討を要するところでございますけれども、例えばそういったものがある場合、本物であるという鑑定ができて、値段の折り合いがつかないならば、やはり教育委員会、市としても何点かは所有しておいてもいいのではないかと。また、ほかの場合もひょっとするとあるのではないかと。書画とか、あるいは軸とか、そういったものもひょっとして何か情報が入って、本当にいいものであるならば、やはり教育委員会としてもきちっと何らかの立場をもって対応していけるような、そういう体制、仕組みをつくっていかねばならない、そんなとらえ方でのものがございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 順番からいうとこっちが先かもしれませんが、文化財指定の基準がこれまでなかったというお話で、今後これを整備していくということでしたが、これを整備した結果、例えば文化財の指定基準に合わないものが現在指定されているものがあったとした場合、これはどういう対応をとられるおつもりでしょうか。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 実は内部的にはそれも話題になっていることと申しますのは、新市合併をいたしまして、両方の町からのものをそのまま引き続き指定をしておるという形でございます。そうすると、ひょっとすると若干の基準の違いみたいなものはあろうかと思いますが、教育長、私個人の立場で担当者にも申しておりますのは、一度きちっとして指定したものを仮に外す場合には、それ相応のきちとした根拠がないと基本的にはできないことと申すよ。もちろんそれは条例、規則にのっとってやらなければならないことですよというふうに言っております。私個人的には、やはり今まで認められておるものを、基準をつくったから外していくではなしに、逆に基準をそのあたりにきちっと合わせていくというようなことも視野に入れてと思いますが、ただほかの市の基準を見ましても、基準はありますけれども、正直申し上げて非常にあいまいでございます。でも、あいまいでも、やはり何らかの基準はなく

てはならないのではないかとというのが私の見解でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 今の御答弁ですと、基準に外れるものがあったとしても、現在指定されておるものについてはそのまま指定を続けるということで理解をした方がいいのか。それとも、現在指定されておるものの中に合わせて作り直すというふうに考えた方がいいのか、できれば指定されておるものはそのまま、指定する場合は新たな基準で設けるという格好の方がいいかなという気はしますが、ひとつ基準をきちっと設けていただきたいというところであります。

もう1点、御質問をしたいところでもありますけれども、これは、すみません、通告をしておりませんので、もしお答えをいただけないということであれば、そのように御回答いただきたいところなんです、毎月出ます市の広報「みずほ」の一番後ろにみずほ美術館という形で、庁舎内の絵画ですとか、美術品が写真で紹介をされているというものなんですけれども、あれの実物を一遍に全部ということは当然できませんので、何点かを1年に1回ないしお寺の御開帳ではありませんが、周年に1回ぐらいずつ一堂に会するような、そういった施策というものはお考えになりませんか。これは、所有者としては市でしょうから、市長にちょっと御答弁をいただきたいところですが。

議長（土屋勝義君） 今井教育長。

教育長（今井恭博君） 議場でございますので、率直に申し上げまして、市の所蔵物として、いいものがあるということを実際にいろいろ見せていただく中で、私も知りました。具体的に教育委員会でそういった企画を来年度なりということを立てておるわけではございませんが、その試みをする価値はあるのではないかとというのが、内々自分で思っていることでございます。

議長（土屋勝義君） 松野市長。

市長（松野幸信君） 今御指摘の点で申し上げますと、うちのまちは、そういう意味では非常に貴重なというか、高価な美術品をよその市に比べましてはるかに持っております。ですけど、市民の皆さんの目に触れる機会があまりございませんので、あとの管理の問題があるので非常に難しいんですけれども、できれば、文化祭の展覧会とか、ああいうときに一つのコーナーを設けて、そういうところに何点かずつ、かえては見ていただく機会を設けたらどうだろうか、こんなふうに思っております。

それと、ちょっと私が答弁することじゃないかもしれませんが、先ほどの文化財の関連の中で、むしろ私が一番心配しておりますのは古文書ですね。これが散逸していくのが非常に怖いんです。要するに旧家なんかで、家を建てかえとか、蔵なんかを建てかえられますときに、古い文書とか、そういう書類類をごみと一緒に処理されてしまう危険性がありますので、そういうような機会があったときに、古文書の収集というものも、これは文化財の方じゃなしに、

逆に楽修館の方の仕事になるかとも思いますけれども、そんなこともあわせて考えていきたいなということも思っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（土屋勝義君） 安藤由庸君。

1 番（安藤由庸君） 通告にない質問に御丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

私が伺いたかった件につきましては、以上で終わりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

議長（土屋勝義君） 以上で、本日予定をいたしておりました一般質問は全部終了いたしました。

散会の宣告

議長（土屋勝義君） 本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでした。

散会 午後 4 時26分